

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和7年 3月17日 (月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時46分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	高橋委員長、酒井副委員長、橋本・佐藤・中村（岩雄）各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、橋本委員、佐藤委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市町内会運営マニュアル」の作成について」

○（生活環境）角澤主幹

小樽市町内会運営マニュアルの作成について報告いたします。

近年、町内会活動への参加者の減少、役員の高齢化などに伴う成り手不足などの多くの課題が生じておりますので、今後は、町内会役員の負担軽減を図るための事務の効率化や役割の分担など、各町内会で工夫しながら活動を進めていくことが必要であると考えております。

このため、町内会の現役役員や活動参加者などが町内会の基本的な仕組みについて理解を深めた上で、今後の活動の在り方を協議する際の参考としていただくよう、総連合町会との連名により、このたびのマニュアルを作成したものであります。

内容につきましては資料のとおりでございます。

まず、「1 規約について」ですが、町内会の規約に基本的に掲載する事項や、制定や改正の際の考え方を1ページから2ページ目に記載してございます。

「2 役員について」は、役員の種類と職務、役員の選出の仕方などを2ページから4ページに記載してございます。

「3 町内会事業の流れについて」は、事業計画を立ててから決算報告までの基本的な町内会の業務の一連の流れを4ページから5ページに記載してございます。

「4 お金の管理について」は、町内会の会計事務に当たっては年度ごとに引継ぎを行い、収入、支出、口座の管理などを適正に行うための基本的な業務として、5ページから6ページに記載しております。

「5 総会について」は、開催前の準備、本番での手順、会議のスムーズな進行方法についての考え方として、6ページから9ページに記載しております。

「6 情報発信について」は、町内会活動の活性を図るために必要なものとして、積極的な情報発信が住民の皆さんに運営や活動を理解してもらうことにつながるということで、その発信の手段について、9ページから11ページに記載しております。

「7 個人情報について」は、個人情報保護法が平成27年の法改正により町内会も対象になりましたので、町内会活動における個人情報の取扱いのポイントとして、11ページから13ページに記載しております。

「8 認可地縁団体について」は、平成3年に任意団体である町内会も法人格を持つことで、不動産登記などが団体名義でできるようになったということを受けまして、認可地縁団体とは何か、認可を受けたい場合の手続の流れ、認可後の諸手続などについて、13ページから15ページに記載しております。

「9 小樽市の窓口」は町内会活動関連部局を抜粋しまして、16ページに一覧として掲載してございます。

また、参考として、17ページから20ページまで、他都市でもある程度共通のものになりますけれども、一般的な町内会の規約の作成例を掲載しております。

なお、このたびは初めての作成になりましたが、今後は、町内会からの問合せの状況等も踏まえながら、新たに記載が必要な情報や項目等があれば、適宜、見直しを行いながら更新していきたいと考えております。

○委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について御報告いたします。

令和7年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会が2月10日に開催され、議案として、令和7年度一般会計予算、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案及び職員懲戒審査委員会委員の選任についての計3議案が上程され、いずれも可決、同意されました。

まず、議案第1号令和7年度北しりべし廃棄物処理広域連合一般会計予算につきましては、資料1ページに記載のとおりとなりますが、歳入歳出とも、合計は29億7,078万1,000円となっております。

なお、関係市町村負担金の内訳は資料2ページになりますが、本市の負担額はごみ焼却処理施設などの改良工事に係る負担を含め17億4,058万7,000円となっております。

議案第2号北しりべし廃棄物処理広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案につきましては、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮は廃止となり、新たに拘禁刑が創設されることに伴う規定の整備を行うものです。

議案第3号北しりべし廃棄物処理広域連合職員懲戒審査委員会委員の選任については、任期満了する委員の引き継ぎの選任が同意されました。

次に、広域連合事務局長報告についてですが、令和6年4月から12月までの処理施設運転状況について報告がありました。

資料3ページのごみ焼却施設につきましては、搬入量が約2万5,084トンで、前年同期と比較しまして4.97%の減、焼却処理量が約2万2,336トンで9.19%の減となっております。

次に、4ページのリサイクルプラザでの搬入量は、不燃ごみが約1,852トンで、前年比0.62%の減、粗大ごみが約2,018トンで、前年比3.05%の減、資源物が約2,224トンで、前年比3.46%の減となっております。

次に、5ページから7ページの環境監視項目については、全ての項目において、法令の規制値に基づき、設定している管理値を満たしているとの報告がありました。

○委員長

「おくやみ窓口の設置について」

○（生活環境）戸籍住民課長

おくやみ窓口の設置について報告いたします。

初めに、「1 おくやみ窓口の設置について」ですが、おくやみ窓口設置の理由、目的になりますけれども、身近な方が亡くなられた後の手続については、亡くなられた方によって必要な手続が異なり、手続が必要なものが何か分からない、どこに相談すればいいか分からない、何度も住所や氏名を書かなければならないなど、御遺族の負担となっており、このような御遺族の負担を軽減するため、死亡時の主な手続を一体的に行うおくやみ窓口を開設いたします。

次に、「2 利用の流れ」ですが、事前対応としまして、①に記載のとおり、市内に住民登録がある方の死亡届が戸籍住民課窓口へ提出された際、窓口に来庁された方に、亡くなられた後に必要となる手続の概要などをまとめたおくやみガイドブックとおくやみ窓口の開設をお知らせするリーフレットをお渡しし、周知を図ります。

おくやみ窓口の利用を希望される場合は、②に記載のとおり、御遺族から市ホームページまたは電話で来庁希望日の3日前までに予約いただきます。なお、予約がない場合も受付いたしますが、予約の方が優先となり、また、次の③に記載の、必要な手続の調査をその場で行うこととなるため、お待ちいただくことがあるほか、手続に時間がかかります。

予約をいただきましたら、③に記載のとおり、職員が必要な手続を調査し、当日必要となる書類等をメールや電話にて連絡いたします。

当日対応についてですが、④に記載のとおり、必要書類などをお持ちの上、御遺族の方におくやみ窓口に来ていただきます。

窓口では、⑤に記載のとおり、亡くなった方の状況をお聞きし、当日行う手続を確認した上で手続を開始いたします。この際、手続をされる方の負担軽減、手続の時間短縮のため、あらかじめ、住所、氏名等を印字した申請書等を準備しておきます。なお、手続によっては詳しい説明が必要、専用の端末での確認が必要などの理由により担当課で対応するものがあり、この場合は、担当課の職員を呼ぶ、または担当課へ案内するといった対応をいたします。

例えば、相続や終活といった相談などがありましたら、⑥に記載のとおり、内容をお伺いし、担当課や関係機関を御案内いたします。

次に、「3 おくやみ窓口について」ですが、受付時間は9時30分、11時、13時30分、15時の4回です。

設置場所は別館1階介護保険課窓口の横になります。

開設時期はなるべく早くと考えておりますが、開設に当たり、会計年度任用職員2名を新たに採用するため、研修などの必要があり、令和7年4月中旬頃を予定しています。

窓口体制は、窓口会計年度任用職員を2名配置し、このほか、おくやみ窓口を担当する職員、主査職1名を戸籍住民課に配置いたします。

○委員長

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入について」

○（生活環境）男女共同参画課長

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへの加入について報告いたします。

令和6年1月に導入したパートナーシップ宣誓制度において、宣誓者が転出入した場合の手続負担軽減のため、制度導入済みの道内自治体、令和7年3月1日現在、15市12町と個別に連携協定を締結し、手続の簡素化を図ってまいりました。

しかし、道外の自治体とは協定を締結していないこと、また、道内においても、新たに制度を導入する自治体があった場合、その都度、協定を締結しなければならないことなどが課題となっておりました。

こうした課題を解決するため、大阪府・京都府・兵庫県内の制度導入自治体では、令和6年4月よりパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークによる県域を越えた連携を開始しました。関西圏以外の全国の自治体へ連携の範囲を拡大していく中で、北海道内の自治体へもネットワーク加入の案内がありました。

ネットワークは、令和6年11月1日現在で19府県150市町が加入しており、ネットワークに加入する自治体間で転出入に係る手続の簡素化を図っております。

小樽市としましても、これまで、道内自治体に限られていた連携が道外自治体へも広がること、また、今後、新たに制度を導入する自治体がネットワークに加入すれば、個別に協定を締結する必要がなくなることなど、メリットが少なくないことから、令和7年4月1日からの加入を予定するものであります。

○委員長

「小樽市一般廃棄物処理基本計画」の策定について」

○（生活環境）ごみ減量推進課長

小樽市一般廃棄物処理基本計画の策定について御報告させていただきます。

当計画につきましては、令和6年第4回定例会の当委員会におきまして計画案をお示しし、パブリックコメントを実施する旨、報告したところです。

パブリックコメントにつきましては、令和6年12月20日から令和7年1月20日までの期間で実施し、2名から4件の御意見をいただきました。寄せられた意見につきましては、当課で考え方等を取りまとめ、計画案について庁内で本計画案の検討を行い、変更なしとし、完成版としたもので、先般、議員の皆様へお配りしたところであります。

今後、本計画に基づき一般廃棄物処理を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

「第2次小樽市環境基本計画」の策定について」

○（生活環境）環境課長

第2次小樽市環境基本計画の策定について報告いたします。

当計画につきましては、令和6年第4回定例会の当委員会におきまして、計画案に対するパブリックコメント実施結果について御報告させていただきましたが、その後、昨年12月25日に小樽市環境審議会から本計画の諮問に対する答申を受けた後、本年1月に開催されました庁内会議を経て、お配りしました資料のとおり策定に至りましたので、御報告させていただきます。

今後は、市民や事業者の皆様と連携、協働しながら、本計画の望ましい環境像である「みんなで学ぶ 豊かな自然と歴史と文化 未来につなぐ地球にやさしい美しいまち 小樽」の実現を目指して、町並みと自然が調和し、環境に優しいまちづくりの推進に努めてまいります。

○委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（福祉保険）保険年金課長

令和7年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会について御報告いたします。

同定例会は、2月7日に会期1日で開かれました。

件名及び議決結果は表のとおりとなっております。

2ページ目を御覧ください。

主な議案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、議案第1号につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正するものです。

議案第2号は、令和6年度の一般会計補正予算につきまして、記載のとおり所要の補正を行ったものです。

議案第3号は、令和6年度の後期高齢者医療会計補正予算につきまして、記載のとおり所要の補正を行ったものです。

議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額の軽減判定基準の変更について、所要の改正を行うものです。

議案第5号につきましては、令和7年度の一般会計予算となっており、歳入歳出予算の総額は30億6,837万8,000円で、前年度比4億8,448万9,000円の増となっております。

議案第6号につきましては、令和7年度後期高齢者医療会計予算となっており、歳入歳出予算の総額は9,983億950万6,000円で、前年度比279億6,283万8,000円の増となっております。

議案第7号につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正を行うもの。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、引用条文の条ずれの改正を行うものです。

○委員長

「(仮称)小樽市障がい者支援計画の策定について」

○(福祉保険)福祉総合相談室岡本主幹

(仮称)小樽市障がい者支援計画の策定について御報告いたします。

まず、「1 概要」ですが、障害福祉の施策に関する基本計画となる小樽市障害者計画と、障害福祉サービスごとに必要となる見込み量などを定める小樽市障がい児・者福祉計画が、いずれも令和8年度で終了することから、次期計画は三つの計画を一体として、(仮称)小樽市障がい者支援計画として策定するものです。

「2 3計画を一体とする理由」ですが、まず、基本計画は、従来、国では10年で策定され、自治体が策定する福祉計画は国の指針では3年と示されていることから、本市では、現計画は基本計画を10年、福祉計画を3年としています。

また、基本計画は都道府県の計画を基本とすることになりますが、北海道では、令和6年度から基本計画と福祉計画を一体で策定しています。一体で策定することで施策の方向性とサービスごとの数値目標の関連性が明確になります。内閣府では、基本計画と福祉計画は自治体判断で一体のものとして策定可能としており、既に、北海道、札幌市、江別市、室蘭市が一体として策定しています。

これらのことから、三つの計画の策定期間や計画期間を合わせたいと考えております。

「3 今後の主な予定」としては、令和7年度に関係団体から意見聴取やアンケート調査を実施し、令和7年度末までにアンケート結果を取りまとめ、策定方針を作成し、令和8年度になりましたら、計画案を策定の上、パブリックコメントを実施し、令和8年度末の完成を目指しております。

協議の過程では、小樽市障がい児・者支援協議会から意見をいただくほか、庁内会議を経て、議会へは随時報告させていただき予定でございます。

○委員長

「市立保育所の定員変更について」

「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画」の策定について」

○(こども未来)子育て支援課長

市立保育所の定員について御報告いたします。

市立保育所の定員につきましては、おおよそ3年ごとに見直しすることとしており、令和7年度からの定員変更を予定しております。

市立保育所の定員変更についてと記載した資料を御覧ください。

初めに、「1 市立保育所の定員変更に係る基本方針」についてですが、平成22年12月に策定しました市立保育所の規模・配置に関する計画におきまして、市立保育所の定員は、おおよそ3年ごとに保育需要の動向を見ながら見直しを行うこと、そして、保育需要の減少を考慮する中、市立保育所が率先して定員調整を行うこととしております。

次に、「2 令和7年度の定員変更に係る基本的な考え方」についてであります。今回の見直しに当たりましては、一つ目に、市内において出生数、就学前児童数が減少していること、二つ目に、令和7年度から令和11年度までの今後5年間の教育・保育の需要量の見込みでは、ゼロ歳から2歳児の利用希望が底堅く、利用希望は減少しないことが見込まれること、三つ目に、令和3年度から令和5年度までの保育需要の動向について、歳児別ごとに確認していること、四つ目に、原則として、保育需要が多い年度末の入所児童数及び入所待ち児童数をおおむね満たす定員を設定していること、五つ目に、見直し後の定員は、面積などの設備運営基準を満たしていること。

以上について確認し、定員の見直しを行い、定員を変更するものであります。

この結果、市立保育所の定員につきましては、「3 各保育所の認可定員(利用定員)変更」の表の右側の合計に

記載のとおり、手宮保育所は75名から70名に、赤岩保育所は80名から75名に、最上保育所は40名から35名にそれぞれ定員を変更しております。なお、奥沢保育所と銭函保育所につきましては定員の変更はありません。

市立保育所全体の定員は353名から338名となります。

続きまして、第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画の策定について御報告させていただきます。

昨年12月の第4回定例会の当委員会では、この計画の案の概要とパブリックコメントの実施について御報告させていただきました。

このたび、パブリックコメントでいただいた御意見等に対する市の考え方を整理し、小樽市子ども・子育て会議などでの協議を経まして、第三期計画として策定いたしましたので、第4回定例会以降の経過も含め御報告いたします。

資料①、「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等を御覧いただきたいと思います。

上のほうに記載がありますとおり、計画案に対するパブリックコメントにつきましては、昨年12月20日から本年1月20日までの31日間で意見募集を行い、1名の方から3件の御意見をいただきました。これらの御意見につきましては、計画案の方向性と大きく相違する内容ではなかったことなどから、修正は行わず、計画案のとおりいたしました。

パブリックコメント終了後、庁内会議での協議を経まして、2月20日に開催いたしました小樽市子ども・子育て会議で御承認いただいたところです。

資料②は計画そのものになりますけれども、冒頭の市長挨拶と、末尾の用語解説を加えました最終的な計画となっております。

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画であります。途中、中間年の見直しの時期も見据えながら、引き続き、子供を産み育てやすい環境づくりに向けて、施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長

「小樽市保育所等の在り方に関する方針」の策定について」

○（こども未来）阿達主幹

小樽市保育所等の在り方に関する方針について御報告させていただきます。

資料は、「小樽市保育所等の在り方に関する方針(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等を御覧ください。

昨年12月の第4回定例会の厚生常任委員会で本方針案について報告させていただいたところですが、その後、令和6年12月26日から令和7年1月24日までの30日間、パブリックコメントを実施し、4人の方から合計12件の御意見をいただきました。

内容を精査した結果、御意見を受けての方針案の修正はしないこととさせていただきました。

したがいまして、このたび策定いたしました小樽市保育所等の在り方に関する方針は、前回定例会でお示しさせていただきました方針案から、中身、内容の変更はございません。文言整理等の所要の改正のみとなっております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第25号について」

○（こども未来）子育て支援課長

議案第25号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本条例はリンク方式を採用しており、引用する基準内閣府令が一部改正されたことから、改正後の基準府令のとおりに適用するため、本条例の一部改正を行うものです。

引用する基準府令の改正内容としましては、家庭的保育事業者等を利用する乳幼児に対する食事の提供を、当該事業所等の外で調理して搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士または管理栄養士による必要な配慮とする改正であります。

これは、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことによるものであります。

施行期日は令和7年4月1日としております。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、みらい、公明党、自民党、共産党の順といたします。

みらい。

○中村（岩雄）委員

◎小樽市町内会運営マニュアルについて

初めに、小樽市町内会運営マニュアルについて質問いたします。

このマニュアル作成については、前回の厚生常任委員会でもお聞きしております。そして、市でも必要であると考え、総連合町会と共同で作成作業を進めているところであるとの答弁がありました。

このたび、報告事項に上がっているのを見まして、ついに完成したということで、私もこうしたマニュアルはあったほうがよいと感じておりましたので、大変よかったと思っております。

マニュアルの目的として、冒頭の説明で、近年の町内会活動への役員を含めた参加者の成り手不足等の課題に対して、今後は、役員の負担軽減を図るための事務の効率化や役割の分担等、各町内会で工夫しながら活動を進めていくことが必要であり、町内会の現役役員や活動参加者などが町内会の基本的な仕組みについて理解を深め、その上で、今後の活動の在り方の参考としていただきたいという説明がありました。

また、マニュアルを拝見いたしますと、規約や町内会費の管理、総会などの開催方法等の事務処理方法や情報提供、個人情報、認可地縁団体など20ページにわたり各項目が載せられておまして、最近、役員になった方ですとか、今後、役員を引き受けられる方、あるいは長く役員を続けている方にとっては、再確認の意味でも役に立つと思いますし、今後、各町内会の運営にも参考にできるものと感じております。

そこで、何点か伺ってまいります。

まず、今回この時期の作成となった理由や経緯をお示してください。

○（生活環境）角澤主幹

マニュアルがこの時期の作成となった理由と経緯でございます。まず、令和5年1月に町内会長を対象に行ったアンケートで、市に求める支援という項目がございまして、ガイドラインの作成を求める町内会が多かったこと、あるいは、昨年、議会質問ですとか、町内会関係者からもこうしたマニュアルの必要性を聞かれたことがあったこと、また、コロナ禍が明けまして、参集による総会を開催するという形の町内会が増えてきて、そうした町内会から何度か総会の進め方の確認の問合せが数件ございましたので、こういった経緯を踏まえまして、令和6年度中に作成作業を行ったものでございます。

○中村（岩雄）委員

それでは、道内では、どこの市でこうしたマニュアルやガイドブックなどの策定例があるのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

道内の作成例におきましては、まず、室蘭市では町内会・自治会運営ガイドブックという形で、函館市では町会運営標準マニュアル、また、江別市では、自治会活動・運営ちよこっとお役立ちマニュアルといった名称でそれぞれ作成している例がございます、こうしたものは町内会の連合会と市との共同で作成している状況が見られております。

○中村（岩雄）委員

道内でも何か所か作成しているまちがあるということです。

これらは総連合町会と市の連名となっているとのことで、今回の小樽市もそうした取扱いということですが、総連合町会だけの作成、あるいは市だけの作成としていない理由についてお示しください。

○（生活環境）角澤主幹

このたびの連名の理由でございますが、まず、町内会運営の基本的な業務などにつきましては、総連合町会で主体的に整理してございます。一方、認可地縁団体に関する事項ですとか、市の担当部局など、市と関わる内容も多いということで、連名の作成としたものであります。

○中村（岩雄）委員

今回、総連合町会との共同で作成したということです。そうなりますと、作成作業の過程としては、町内会側の関係者も事前確認していることと思っておりますけれども、どの範囲の方々に事前に確認いただいたのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

まず、具体的な作業といたしましては、総連合町会の事務局と内容を整理していきまして、その上で、今年1月末の総連合町会の理事会で役員の方々に作成案を配付して、確認していただいた形を取っております。

○中村（岩雄）委員

今、理事会で説明されたとのことですが、その際に、何か質問ですとか意見などが出ていたのであれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○（生活環境）角澤主幹

理事会での意見につきましては、記載事項とか内容自体についての質問や意見は特にございませんでしたが、今回の作成は、規約などを整理されていない町内会への指導的な意味かという質問がございました。

これについては、例えば、規約であれば、各町内会で取り入れたほうがよい条文もあるかもしれないという観点で参考例を掲載したものでございまして、あくまで、指導の意味ではなくて、取組の参考としていただくためのものだというので説明しております。

○中村（岩雄）委員

次に、マニュアルの中に記載のある個別の項目での質問になります。まず、「5 総会について」、進め方等の記載がありますが、コロナ禍以降は書面会議も取り入れられるようになったのではないかという印象もありますけれども、今回、そうした場合の進め方に関する記載は特になのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

コロナ禍におきましては、やはり感染防止対策ということで、書面会議が中心であったかと思っておりますが、あくまで、コロナ禍が明けましたら、町内会活動は意見を出し合い、話し合っ決めていくことが重要と考えられますので、やはり集まっての総会というのが基本かと考えてございます。

そのため、今回、書面会議の場合の取扱いは記載せず、あくまで参集しての総会を開催する場合の基本的な流れのみを掲載させていただいたものでございます。

○中村（岩雄）委員

もう一つ、個別の項目の質問になりますけれども、「8 認可地縁団体について」の記載があります。この認可を受けるとどのようなメリットがあるのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

認可地縁団体とは、町内会が一定の要件を満たし、市長の認可を受けると法人格を取得することができるものでございます。主なメリットといたしまして、法人格を持つことで、町内会館をはじめ、町内会所有の不動産を団体として登記できるようになります。

これがない頃は、会館等は個人名義で登記しておりましたので、町内会長が替わるたびに変更が必要であったり、時には未手続のままになってしまうようなケースが見られましたので、そうした手続の負担の解消と手続漏れの防止につながると考えております。

また、令和3年11月以降は、地方自治法の改正によりまして、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可が受けられるようになっております。

○中村（岩雄）委員

次に、先ほどの報告で今後も適宜更新していきたいという説明がありました。どれくらいの頻度で今後、更新していくのか、もし決まっているのであればお聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

今後の更新の頻度でございます。まず、今回は初めての作成として、基本的な町内会運営の方法を中心に記載しているところがございますが、今後は町内会が実際に行っている具体的な個々の取組に対して参考となる情報も載せてまいりたいと考えております。その部分につきましては、今後も総連合町会と協議しながら、必要に応じて更新していきたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

大変いいものができましたので、ぜひ多くの町内会の方々に参考にしていただけることを願っておりますし、また、このマニュアルのさらなる充実にも期待していききたいと思います。

◎親子・子供の居場所の充実について

次は、親子・子供の居場所の充実についてです。

親子・子供の居場所の充実が求められております。地域子育て支援拠点についてですが、全体論の中で、市内にある地域子育て支援拠点、特に就学前の児童と保護者を対象とする地域子育て支援拠点の整備について伺っていききたいと思います。

ウイングベイ小樽に開設する地域子育て支援拠点では、こども家庭センターとの連携はどのような形になるのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

検討段階ではございますが、地域子育て支援拠点は親子で気軽に訪れる場所をコンセプトに整備したいと考えております。

気軽に訪れた利用者のお話を伺う中で、その方のお話ですとか、御相談の内容に応じまして、隣接するこども家庭センターが実施している育児相談や家庭児童相談、センター開放事業などとの連携ができればと考えております。

○中村（岩雄）委員

商業施設内に開設されるのであれば、大変利用しやすい施設になると思います。

どのような事業を行うのでしょうか、もう少しお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

地域子育て支援拠点として整備いたしますので、主に就学前の子供と保護者を対象として、国で定められている地域子育て支援拠点としての基本事業、子育て親子の交流の場の提供ですとか、子育て等に関する相談ですとか、援助の実施、それから子育て関連情報の提供、講習会等の実施などは行うとした上で、商業施設内に開設されますので、買物ついでに利用できるといったような訪れやすい場所になればいいと考えております。

○中村（岩雄）委員

市内には、既にいろいろ地域子育て支援拠点があります。そういうところと比較して、親子や子供たちに提供できるサービスについての違ったアイデアなどはあるのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

ウイングベイ小樽で実施いたします地域子育て支援拠点は、これまでの地域子育て支援拠点と比較いたしましてかなり広い空間になりますので、子供たちが自由に体を動かしたり、走り回ったりすることができるようなスペースですとか、バリアフリー化、あと子供たちが障害の有無を問わずに遊ぶことができる遊具の設置ですとか、飲食も可能とするテーブルや椅子があるようなコーナーの設置などができればと考えております。

○中村（岩雄）委員

北海道済生会がいろいろと事業展開していますけれども、連携は考えているのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

北海道済生会との連携につきましては、本市と北海道済生会は包括連携協定を締結しておりますので、既に整備に当たっての御助言をいただいております。また、運営に当たっても、今回設置する拠点を通じまして、利用者の子育て支援につながる連携を考えてまいりたいと思っております。

○中村（岩雄）委員

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査などで、主にどのような意見があったのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

令和5年12月に実施いたしました第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の自由記述の項目の中で、市民の方から公園や屋内遊戯場の整備を求める御意見が105件。そのうち、雨の日や雪の日でも遊べる屋内施設や、思い切り体を動かせる屋内施設を求める御意見が約40件ございました。

また、令和6年9月に実施いたしました屋内型親子の集いの場のアンケートでは、遊具の充実を求める御意見や、運動できる広いスペースを求める御意見のほか、親子で参加できるイベントの充実など提供されるサービスに関する御意見もございました。

○中村（岩雄）委員

今お聞きしましたそのような意見を、既存も含めた施設整備にどのように反映できるのか、お聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

ニーズ調査やアンケートでいただいた御意見、それらとともにウイングベイ小樽で既に遊技施設を営業されている事業者の方、また連携する北海道済生会からいただいた御意見も参考にしながら、整備内容の検討を進めてまいりたいと考えております。

○中村（岩雄）委員

◎認知症高齢者への取組について

次に、認知症高齢者への取組について伺っていきます。

SOSネットワークとは、認知症などで行方不明になった高齢者を、家族の了解の下に、地域、警察、行政が力を合わせて早期発見するための取組であります。

先般、釧路市での取組があるということをお聞きしましたが、小樽市ではこのようなネットワークはあるのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

小樽市では、小樽警察署が発信するような形で、SOSネットワークによる早期発見のための取組が行われています。

○中村（岩雄）委員

そのほか、高齢者の見守り的なネットワークはあるのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

福祉保険部福祉総合相談室が事務局となる小樽市高齢者地域見守りネットワークがあります。ネットワークの構成員に対し、高齢者の異変に気づいたら、警察、消防、地域包括支援センターなどへ御連絡していただけるようお願いしているものであります。

○中村（岩雄）委員

次に、介護保険の福祉用具貸与について、要介護2以上の方を対象に認知症老人徘徊感知器があると思いますが、小樽市ではこのような実績はありますか。また、利用されている人数はどのくらいなのでしょう、お聞かせください。

○（福祉保険）介護保険課長

直近として、令和6年12月の人数をお答えします。認知症老人徘徊感知器の貸与は26の方が利用されております。

○中村（岩雄）委員

福祉用具貸与以外には何かありますか。あれば、利用実績をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

介護保険の地域支援事業のメニューで小樽市はいかい高齢者位置情報検索システム導入経費助成事業を実施しております。こちら、徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族を対象に、徘徊感知機導入に係る費用に対して補助金を交付しているものです。

実績につきましては、令和5年度に1件ありました。今年度は、今のところ実績はございません。

○中村（岩雄）委員

今後、小樽市の高齢化率はどんどん高くなっていくと思いますけれども、認知症高齢者に対する見守りネットワークの強化が必要ではないかと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

こうしたネットワークの強化は必要だと思っております。関係機関とも協議しながら、また他市の取組なども研究し、強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

○中村（岩雄）委員

この質問については、また今後、触れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎带状疱疹ワクチンについて

次に、带状疱疹ワクチンについてお聞きいたします。

今定例会で、令和7年4月から高齢者の带状疱疹ワクチンが定期接種となり、接種費用の一部を市が補助する予算案が提出されておりますけれども、带状疱疹ワクチンの接種費用の補助開始は多くの市民が待ち望んでいたと思います。私としても非常に喜ばしいと思っております。新年度予算案は特別委員会に付託されておりますので、この常任委員会での部分には直接触れることはいたしません。関連して、带状疱疹の任意接種について質問してまいりたいと思います。

帯状疱疹は、子供の頃に水疱瘡になった人の体内に残っていたウイルスが、時間経過とともに、高齢になった頃、再びウイルスが活性化して発症するとされております。発症すると、腹部や背中、頭などに発疹が広がって激痛があり、発疹が引いた後も、神経痛が2年、3年と残る人もいと聞いております。

ワクチンで帯状疱疹の発生を一定程度防ぐことができますが、これまで、公費による補助はなく、接種費用は全て接種される御本人の負担となっております。

これは、帯状疱疹ワクチンがこれまで任意接種とされてきたためとのことですが、まず、定期接種と任意接種の違いについて、また代表的なワクチンの例をお聞きしたいと思います。

○（保健所）保健総務課長

まず、定期接種は、予防接種法に基づきまして国が接種を進めているものですが、対象年齢や接種時期を設定しておりまして、例としては結核や麻疹、風疹など、主に集団予防や重篤な疾患の予防を目的としたものと、あと高齢者のインフルエンザなどの個人の予防に重点を置いたものがあります。

次に、任意接種でございますが、これは国の薬事承認を受けておりますが、予防接種法で接種を規定されていないワクチンのことでありまして、例としてはおたふく風邪ワクチンですとか、男性を対象とするHPVワクチンなどがあります。そのほか、定期接種の対象年齢を外れて接種する場合も任意接種となります。

○中村（岩雄）委員

それでは、定期接種と任意接種、それぞれの接種費用の負担について御説明願います。

○（保健所）保健総務課長

接種費用の負担ですが、定期接種は全額または一部の公費負担がありますが、任意接種は接種する方個人の負担となっているところです。

○中村（岩雄）委員

帯状疱疹ワクチンはこれまで任意接種でした。本年4月から定期接種に位置づけられました。国は接種年齢を65歳にするということです。帯状疱疹について調べると、思ったよりも軽くない病気であることがよく分かります。症状が治まった後、長い期間、激しい神経痛が残る方もおりますし、顔面、耳や目の周りに症状が出ると聴力や視力が低下することもあるようです。

今定例会の会派代表質問で、平戸議員が帯状疱疹ワクチンの接種費用助成について質問しておりますが、今回の定期接種化に合わせて、50歳以上を対象とした任意接種への補助を行う自治体もあるということでもあります。

市内の医師からも、帯状疱疹ワクチンの任意接種費用へ補助してほしい、市は公費負担の範囲を拡大してほしいといった声もお聞きしております。本市としても、任意接種への費用助成をしてはどうかと考えますが、御見解をお聞きいたします。

○（保健所）保健総務課長

本市では、これまでも国が定期接種としている予防接種につきましては費用の助成を行っています。

任意接種につきましては、希望される方が任意で接種を受けるものでありますので、財源として国からの補助などがないこともありますので、費用の全額を自己負担していただくことにしているところであります。

帯状疱疹ワクチンにつきましても同様に考えておりますので、御理解いただきたくお願いいたします。

○中村（岩雄）委員

財源がなかなか厳しいと。これまでの経緯から見ましても、現時点で特別に帯状疱疹の任意接種にだけ費用補助することはできないということかと思いますが、ただ、先ほども申しましたが、神経痛などの後遺症が長く続いたり、場合によっては、目や耳の合併症があるとも聞きます。

ますます高齢化が進んでいく中で、帯状疱疹のワクチンをできるだけ早い段階から接種できるようになるのが望ましいと思います。これからも、任意接種への助成に向けて、市としては検討を続けていただきたいと思っております。

れども、さらに、市内医師からの話として、基礎疾患のある方などは後遺症が長引いたり、あるいは重症化したりすることがあるやにも聞いておりますので、そのような方々も対象にできないのか、今後、検討していただきたいと思えます。

これからも、任意接種への助成に向けて、市としては検討を続けていただきたいとお願いして、この質問を終わります。

◎骨粗鬆症について

次に、骨粗鬆症についてです。

小樽市立病院の骨折リエゾンサービス、FLSについての質問をさせていただきます。

このFLSの取組については令和6年第4回定例会でも一般質問させていただきました。

高齢者の骨折は寝たきりのきっかけになりやすいと言われております。令和4年の国民生活基礎調査を見ましても、介護が必要となった原因として、認知症、脳血管疾患に次ぐ、第3位が骨折転倒となっています。この骨折の要因の一つに骨粗鬆症があります。

骨粗鬆症は、進行すると骨が弱くなるため、一度骨折した後に、再び骨折する危険性が高くなる二次性骨折を引き起こすことがありますので、骨粗鬆症を予防、治療することは健康寿命を延ばし、生活の質を低下させることなく、生き生きと過ごすための一つの要素になるかと考えております。

そのような意味でも、令和4年7月から始まりました小樽市立病院のFLSの活動は、高齢化率の高い小樽市におきましても有用な取組であろうと感じております。

そこでお聞きいたします。FLSによる成果をこれまでと比較してお示してください。

○（病院）事務部次長

FLSによる成果ですけれども、FLSの導入以前は医師のみで骨粗鬆症治療を行っておりましたが、FLSの導入後は、骨粗鬆症治療や継続率は飛躍的に上昇しております。具体的に言いますと、整形外科での骨密度測定数といたしましては、FLSの導入前の16か月で866件から、導入後の16か月は1,283件へと増えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、今後に向けての課題はどのようなことでしょうか、お聞かせください。

○（病院）事務部次長

今後に向けましては、治療期間が長くなった患者の治療中断を防ぐことですか、さらに多くの方が検査を受けられるような対策を実施することと考えております。

○中村（岩雄）委員

さらに、地域全体の検査率を向上させるための方策について、何かお考えがあればお聞かせください。

○（病院）事務部次長

地域全体として骨粗鬆症検査を実施することができればいいと考えている部分はあります。

また、下顎のレントゲンを撮影できる場合には、そこから骨粗鬆症のスクリーニングにつなげることもできると聞いておりますので、この先、歯科医師との連携もできればしていきたいということも考えております。

全体としましては、市民の皆さんにも知ってもらうために、医師会で実施している市民向け講座でのFLSの活動の講演も実施していきたいと考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

◎病院局長の功績について

最後に、並木病院局長の功績について伺っていきます。

本日、この場にはいらっしゃいませんが、小樽市立病院の並木病院局長は、この3月いっぱいをもちまして病院局長から退任されるということでありますので、これまでの並木病院局長の功績について伺っていただきたいと思いま

す。

並木病院局長は、平成21年度から小樽市病院事業管理者、病院局長を務められ、4期16年にわたって病院運営に尽力されてきました。実は、昭和51年に市立小樽病院に麻酔科を開設するために赴任されていたことがあったと聞いております。その後は、札幌医科大学麻酔科学講座の教授などを経て、再び小樽市に戻られ、平成21年度から病院局長に就任され、現在に至っております。

小樽市立病院の歴史は古くて、昭和3年に市立小樽病院が開業し、昭和49年からは市立小樽第二病院ができました。それ以来、市内には二つの市立病院がありました。両病院の経営が悪化し、二つの病院が異なる診療科や機能を持っていたために連携が取りづらいなどの非効率な課題となっておりましたので、平成11年度から市立病院の統合、新築に向けて進むことになりました。

途中、医師不足による医業収益の減少も影響し、経営状態が悪いために、計画を一時中断するに至ります。そこで、平成21年度には、地方公営企業法の全部適用を実施して、新たに病院事業管理者を設置することになり、並木病院局長が病院事業管理者、病院局長に就任されたと伺っております。

ここで聞きたいのですが、当時、統合、新築が進まない状況での病院事業管理者、病院局長の就任についてのどのようなお気持ちで臨まれたのか、またどのような課題を感じていたのか、もう並木病院局長がいらっしゃいませんので、代わってお聞かせいただきたいと思います。

○（病院）事務部次長

今の御質問ですが、並木病院局長によりますと、当時、周囲の方からは、火中の栗を拾うようなものだから大変だということをおっしゃっていたようです。今、委員からもありましたが、以前、市立小樽病院に在籍していたことがありましたので、これは使命だということを考えて、就任に迷うことはなかったといったことをごさいます。

また、課題の一つとしては医師不足がありました。医師を集めるためにも、二つの病院の統合が急務であると感じていたということ聞いております。

○中村（岩雄）委員

並木病院局長が着任して分かったこととして、こう言っております。小樽市立病院の改革、発展のためには外からの強いリーダーシップが必要であると。私は、病院事業管理者、病院局長としてその役割を果たす責任があると。

そして、その就任から6年目の平成26年12月に新小樽市立病院が開院いたします。この期間は本当に並々ならない御苦労があったのではないかと想像いたします。

そこで聞きいたします。統合するに当たり、主に取り組んだことはどのようなことであったのか、お聞かせください。

○（病院）事務部次長

医師を派遣していただく大学ともお話をしたところ、やはり医師に来てもらうためには、二つの病院を統合して、新築することが必要と感じているということでございます。

また、高度専門治療を行いまして、二次救急を完結できる体制にすることも、小樽市立病院としては必要だと感じたために、小樽市立病院改革プラン再編・ネットワーク化協議会におきまして、医師会の会長ですとか、市長、また、保健所長のほかに三つの公的病院の院長と話し合いを行いまして、新病院の基本計画を明確にしたことが取組の一つとなります。

○中村（岩雄）委員

平成26年は、新病院を開院しただけではなくて、認知症疾患医療センターの指定を受けております。その3年後の平成29年には、専門的ながん医療の提供などの役割を担う地域がん拠点病院の指定を受けます。令和元年には、都道府県が定める、地域ごとに中心的な役割を果たす地域がん診療連携拠点病院へと幅を広げていくわけでありま。また、令和6年には、患者が身近な地域で医療を受けられるように、かかりつけ医等への支援を行う病院とな

る地域医療支援病院の指定を受けております。

このように、主なものを振り返ってみましても、4期のそれぞれの任期の中で大きな仕事を達成されてきております。

そこでお聞きいたします。数々の成果を上げられてきましたが、どのようなことを重視されて進めてきたのか、お聞かせください。

○（病院）事務部次長

並木病院局長によりますと、小樽市立病院はがん疾患、脳神経疾患、心臓血管疾患、認知症疾患の4領域を診療の大きな柱に据えまして、良好な医療環境の下に、最新、最良の医療を提供するといったことを目指して進めてきたということでございます。

○中村（岩雄）委員

このような功績というのは、その時々医療ニーズに応える取組の積み重ねであると思えますし、小樽市民の健康と福祉に大きく貢献してきたと言えるのではないかと思います。

昨年には、地域住民の保健、医療、福祉の向上と、後輩の指導育成並びに医師会の発展に寄与した功績が顕著な会員に贈られます、地域医療功労者として北海道社会貢献賞を受賞するなど、並木病院局長の御功績は高く評価されております。そして、現在も、また歩みを止めることなく、手術支援ロボットの導入に力を注いでおられまして、小樽後志地域を支える病院として、また一步を踏み出そうとしているわけであります。私は手術支援ロボットに触れさせていただいた1人として、導入を大変楽しみにしております。

小樽市立病院は、2028年には誕生100周年を迎えます。これまで並木病院局長が築き上げてまいりました礎を基に、これからも、地域医療を支え続ける病院として発展していかれることと思えます。

並木病院局長、本当に16年間の長きにわたり、誠にありがとうございました。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○橋本委員

◎女性支援について

まず、女性への支援について質問させていただきます。

子育て中の方への支援は、小樽市の子育てガイドブックなどを見ますと、本当に様々取り組んでいただいていることがよく分かるわけです。自分が子育てしていたときと比べますと、相当手厚くいろいろなことがなされていて、皆さんきっと喜んでいらっしゃるだろうと思っております。

子育ては両親だけではなく、家族、または地域が共同して関わっていくことが大切ということは念頭に置いて、ただ、本日はその中で女性への支援としての目線で子育てに関して質問させていただきます。

最初に、こどもファスト・トラックというものについて御説明ください。

○（こども未来）こども福祉課長

こどもファスト・トラックについてですが、公共施設や商業施設などの受付において、妊娠中の方や子供連れの方を優先する取組になります。待ち時間を短縮して、施設を利用しやすくすることで、子供や子育て中の方々に優しい社会を目指すことを目的とした取組であります。

○橋本委員

こども家庭庁が旗振り役と言っていいと思うのですが、現在、ほぼ全ての省庁で進めているのがホームページなどでも分かるのです。こども家庭庁のホームページで見ましたら、令和5年4月ですが、「こどもファスト・トラック」等の全国展開に向けた関係省庁会議の会議録がありまして、そこでも、ほぼ全てだと思うのですが、多くの省庁が実施しています。また今後、検討していきますという資料がありました。

北海道としてもこどもファスト・トラックに取り組んでいます。各部署との連携で、北海道の公共施設ではほぼ取組をされているようですが、ここで、北海道のオリジナルのアイコン、こもりんというものを作成して、使用しているようなのです。

北海道におけるこどもファスト・トラックの取組などは国に倣ったものだと思うのですが、説明していただけますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

こちら、北海道のホームページに掲載されている情報によりますと、妊娠中の方や子供連れの方が来庁されたときには、窓口等の係員が優先して案内するといった取組ですとか、そのほか、全ての職員が率先して声をかけて、ベビーカーや手荷物の運搬の補助などを行う取組、また、駐車場に子育て世帯等のための優先スペースを設置するといった取組がホームページで紹介されております。

○橋本委員

こういった取組になりますと、一つの部署だけでは無理でして、いろいろな公共施設などでやりますと、いろいろなところが関わってくるというのは分かります。

小樽市にも北海道の施設というのがあって、例えば、合同庁舎とか、公立高校などもこどもファスト・トラックには名前を連ねておりました。高校は、赤ちゃんを連れて何か受付をするということはありませんと思うのですが、一応、声かけをするようにはなっているようなのです。

次に、私が先ほども申し上げた北海道の妊婦・子育て世帯優先マーク、こもりんについて説明していただけますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

こちら、こもりんにつきましては、北海道の子供たちを社会全体で応援するという機運を高める取組を広げるために、妊娠中の方や子供連れの方に対しまして、様々な優先サービスを積極的に提供することを示すシンボルマークとして北海道が作成したものであります。

○橋本委員

要するに、こもりんの設定の考え方とこどもファスト・トラックの取組と趣旨が合致しているということで、同様な取組に使われているシンボルマーク。ぜひ、皆さん見ていただきたいのですが、雪だるまが赤ちゃんをだっこした、とてもかわいらしいイラストで、名前は公募で、こもりんに決まったと出ていました。

話は変わるのですが、今、全国的に自治体による赤ちゃんの駅というのを、民間企業などに募集するような形で、各自治体で頑張っているところも多いと思うのですが、北海道では、赤ちゃんのほっとステーションという名で取り組んでおります。この赤ちゃんのほっとステーションをどうやって調べるかというと、北海道の子育てポータルサイト「ハグクム」というサイトで検索しますと、小樽市にも赤ちゃんのほっとステーションに登録している施設があるのが分かります。

公共施設ですと、小樽市立病院、小樽市役所、おたる水族館、小樽市博物館、あとは、済生会小樽病院などもあって、商業施設も幾つか名前が挙がっていました。

この登録施設へのお願いとして、ほっとステーションに登録したときに搾乳を必要としている方への配慮というものをお願いしています。授乳スペースに掲示する、参考になるものとして、搾乳でも御利用いただけますという

文言とこもりんのイラストがあって、こういうものを使ってくださいと出ていました。

お聞きしたいのですが、赤ちゃんのほっとステーションは、登録するとステッカーがもらえるという話でしたけれども、今挙げた施設で、こもりんのイラスト、また、搾乳でも利用できる旨の掲示をしているのかというのを、これはいろいろな部署に関わると思うのですが、どこかの部署で把握はしていますでしょうか。

○（こども未来）阿達主幹

昨年12月に、北海道から、赤ちゃんのほっとステーション登録施設宛てに掲示等の協力依頼の文書が発出されており、登録施設の一つであります市役所本庁舎別館については掲示しておりますが、その他の市内施設については把握しておりませんので、今後、確認してまいりたいと考えております。

○橋本委員

とてもかわいらしくて、結構、目立つデザインでもあるのです。ほっとステーションはタンチョウヅルが描かれていて、赤いシールになっています。

しっかり各部署を通して使うことがまた印象づけるきっかけにもなるのかと思いますし、ぜひ把握して、皆さんでそういったこともやっていただきたいと思います。

ここで、搾乳について触れましたけれども、神奈川県ホームページで見られる、いわゆる搾乳マークについて御説明ください。

○（こども未来）阿達主幹

神奈川県ホームページでは、授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマークについてということで、県とNPO法人が連携して作成いたしました、数種類のシンボルマークが公開されておまして、どなたでも自由に使用することが可能となっております。

○橋本委員

私の記憶が合っていればですけども、恐らく神奈川県で初めて搾乳マークというのが作られていたのではないかと思います。

今おっしゃったNPO法人も、リトルベビー、小さく生まれた赤ちゃんを育てている母親たちがいろいろ活動しているNPO法人ですけども、そういった方が搾乳しないといけなくなるそうです。小さく生まれた赤ちゃんが入院していたりする場合に、搾乳した母乳を病院に持っていくということが考えられるわけです。また、それ以外にも、例えば生まれてすぐ保育所に預けた母親が、母乳がたまったことで搾乳がしたいといったことも想像できるわけです。

赤ちゃんのほっとステーションは、いわゆる授乳スペースとおむつ台がある施設の紹介なのですが、こういったものは、実は、ママパパマップというアプリがあって、ここでも授乳室やおむつ台がある施設を検索すると、商業施設も含めて、いろいろ簡単に知ることができて、きっと、父親や母親はこういった便利なものも上手に使われているのではないかと思います。

これは余談ですけども、このサイトにはグッドボタンとバッドボタンがありまして、公共施設の授乳室も評価されている可能性があるのも、機会があったら見ていただきたいと思います。

ただ、搾乳に関しては意味合いが違ってくると思います。リトルベビーの母親たちの理由なども考えられますので、搾乳ができる旨の掲示というのは、ぜひ公共施設から進めていただけたらと思っています。今、市役所の授乳室には掲示しているということですけども、しっかり確認していただきたいと思います。

搾乳マークとしてまとめますけれども、必要性について見解をお示してください。

○（こども未来）阿達主幹

搾乳マークに限らず、出産後の女性が子供と一緒になくても気兼ねなく授乳室を利用できることを分かりやすく表示することは大切な取組だと考えております。

○橋本委員

◎小樽市立病院の看護師について

続きまして、小樽市立病院の看護師への支援ということで質問させていただきたいと思います。

今定例会でも、一般質問、予算特別委員会で看護師不足への対応などの質疑がありました。

実は、昨年、私の友人の娘も、小樽市立病院を退職することでお話を伺ったことがありました。若い、まさにこれからというところの退職でしたので、私も非常に残念に思いました。

今後、新卒に限らず、潜在的な人材も含めた看護師確保に取り組むという御答弁もありましたけれども、退職者を増やさないということがまずは肝腎ということで、幾つかお聞きしたいと思っております。

最初に、厚生労働省では、雇用の質向上の取組として、勤務環境改善マネジメントシステムをつくっていると。これがどういったものなのか、簡単に説明していただけますでしょうか。

○（病院）事務部次長

勤務環境改善マネジメントシステムですが、各医療機関におきまして、医師、看護師、薬剤師、事務職員などの幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的として、各医療機関のそれぞれの実態に合った形で、自主的に行われる任意の取組とされております。

○橋本委員

では、小樽市立病院ではこういったものを取り入れていませんか。

○（病院）事務部次長

この中にも出てくるのですが、病院の中に働き方改革検討委員会がございまして、医療従事者の負担軽減計画を策定しております。

○橋本委員

システムの手引書には、雇用の質を上げるための取組として四つの領域が分かれています。そこを軸に幾つかお聞きしたいと思います。

その四つの領域というのが、①働き方・休み方改善、②職員の健康支援、③働きやすさ確保、④働きがいの向上、この四つを軸に行われているマネジメントシステムということです。最初に、①働き方・休み方改善には、復職支援制度についても書かれています。

小樽市立病院では、こちらについてはどのように取り組んでおりますでしょうか。分かる範囲でお示しいただけますでしょうか。

○（病院）事務部次長

今の復職支援のところですが、小樽市立病院の職員も小樽市の職員となりますので、復職の場合といたしましても、通常の職員の採用試験を受けて、合格となり、採用に至るといったこととなりますので、特に復職支援というのは制度としてございません。

○橋本委員

では、今回の議会で、退職の理由に、近年は人間関係、メンタル面を理由にする方が増えているという内容の御答弁がありました。

②職員の健康支援というところでは、メンタルヘルス対策として、相談窓口や復職支援プログラムなども設置していきましようというような内容になっています。

メンタルヘルスなどに関してはどのように取り組んでいますでしょうか。

○（病院）事務部次長

こちら、メンタルヘルスとして、人間関係ということも関係してくるものですから、特にハラスメント対策といった意味では、当院にハラスメント対策委員会がございます。委員会の活動は活発に行っておりまして、ハラスメントの抑止力となるような形での活動をしている。そのほかに、ハラスメントの相談窓口も設けております。こちらで、ハラスメントに至る前のようなことでも相談できる体制となっております。

○橋本委員

実際に、このメンタルヘルスは、人間関係はもちろん、ハラスメントによるものも非常に多いかと理解はできるのです。

精神看護専門看護師という方が様々な葛藤に寄り添いながら、特に新人看護師に寄り添い、退職を防止するとともに、病院内で力を発揮できるような支援をすることを目的にしたチームを組んでいる病院があります。新人同士の横のつながりですとか、互いに相談しやすいような雰囲気づくり、場所づくりもしている。新人を含む看護職員の相談につながりやすいように、そのチームの方が定期的に病棟をラウンドしていたりするそうなのです。横のつながりに関しては、看護師からは、同期とリラックスして話せる場があってよかったとか、ストレス発散になり、明日から頑張ろうと思ったといった、ポジティブな感想もすぐ届いて、ストレスを発散する場に力を入れているところもあるようです。

そのように、いろいろなストレスを発散する場、同期との横のつながりというのも大事かと思うのと、定期的にメンタルヘルスのセルフチェックなどがされると、自己診断をある程度できたりすることもあるかと思います。

専門のチームをつくるなどの支援体制などに関しての見解をお示しください。

○（病院）事務部次長

今、相談するということがございましたが、院内には産業医はいらっしゃいます。ただ、同期の人たちに話をするのに比べてハードルがどうかというのはありますが、そういった体制は取っております。

また、院内では、厚生労働省のストレスチェックを全員対象として年に1回実施しております。そこで高ストレス者となった方には、任意となりますが産業医と面談することができるような案内というのもしているところでございます。できれば、そういう若い方同士で話ができるようなところがあればいいとは感じます。

○橋本委員

メンタルのセルフチェックみたいなものは、きっと病院だけではなくて、小樽市の職員の方もされているのだろうというお話でしたけれども、市役所の方がハードでないとは言いませんが、看護師はハードな仕事ですので、年に1回だと、もしかしたら病院だと足りないか、その辺の工夫というのも必要かと思いました。

次に、③働きやすさ確保には、仕事と子育て、介護との両立など、支援についてはいろいろされているかと思うのですが、この辺の取組についてはいかがでしょうか。

○（病院）事務部次長

こちらも、内容といたしましては市と同様になりますが、介護休暇ですとか育児休暇があります。具体的に、件数で申しますと、令和5年度では介護休暇を取った方が1名、育児休暇が36名、部分休業とあって、もともとの就業時間の最初と最後のところで休む時間を取れるのがあるのですが、34名が取っているという状況でございます。

○橋本委員

しっかり休暇も取れるような体制になっていることは分かりました。

次に、院内保育所の今の定員と、利用している人数をお示しいただいて、また、どこが運営しているかも御説明ください。

○（病院）事務部次長

院内保育は定員が50名になっています。現在の利用者は10名いまして、委託により運営しているところでござい

ます。

○橋本委員

50名の定員に対して10名と、意外と少ないと思いました。

市内には保育所がいろいろありまして、取り組んでいる内容なども違いますので、保護者の方の考え方ももちろんあるかと思います。私が働いてきた中で、職場の中に保育所があったら、それは一番使いやすいかと個人的に思うのですが、なかなかそこに至らないのには魅力というものも含めて検討する余地がまだあるのかというのが今の印象です。

そういった意味も含めてなのですけれども、院内保育の利用者のニーズ把握みたいな、聞き取りみたいなものはなされていますでしょうか。

○（病院）事務部次長

こちらも1年に1回ですが、委託事業者から聞き取りを実施しております。

内容といたしましては、保育や行事についてですとか、保育をやっている職員の対応、あと給食やおやつ、安全対策について聞いているところでございます。

○橋本委員

先ほども言いましたが、私自身の経験を踏まえますと、例えば病児保育みたいなものにもニーズがあるのではないかと考えます。

ネットでの調べなのですが、道内では多くの病院で院内保育を設置している。これは、公立、民間も合わせてですけれども、大体どこも院内保育はあるのです。しかし、道内だけですけれども病児保育を行っている病院は、私が調べた限りでは非常に少なかったと思います。

先ほどお話ししたときも言いましたが、小樽市立病院に30年来の友人がいて、今回、お話も聞かせていただいたのですが、その方はシフトなどを作って、現場を回している立場の方で、今、自身の病棟に産休明けの看護師が2名いて、時短で働いている。産休も取れて、きちんと時短で働ける環境は整っているというのは分かりまして、それはとても大切なことだと理解していますが、やはり子供が病気で、大体4分の1ぐらいはお休みになることが多い。シフトを組む場合にはその辺も考慮しているという話でした。

時短の看護師が、実際に子供を病棟に置いておけるなら、病児保育なども含めて連れてこられるなら、幾らでも仕事したいのだけれどもみたいなことを言っていたという話も聞かせてくれました。実際に1人抜けると、現場の負担割合というのは、多分、休む本人が一番分かっているのではないかと思います、いろいろその辺の支援というものも、もしかしたらできたらいいのではないかと思います。

体制とか、予算ですとか、本当にいろいろな課題はあって、簡単なことではないと思いますが、まず、病児保育の必要性について見解をお示しいただけますでしょうか。

○（病院）事務部長

当院の看護師につきましては、病棟勤務であれば交代制で勤務しておりますので、委員が今おっしゃられた、御友人の方がおっしゃられているように、子供が病気になったときには勤務を交代していただいて、子供を見るという形を取っておりまして、一定程度、勤務の体制については融通が利いているのではないかと考えております。

先ほど申しましたように、院内保育所は委託で運営しておりまして、今、病児保育をやるような体制になっておりませんので、病院独自で導入することについて検討したことはございませんが、今は、病児保育というよりは、必要な看護師数を確保して、あくまでも休める体制を整えることが重要なのかは思っております。

決して、病児保育の必要があるか、ないかという部分のところには至りませんが、やはり職業的に、看護師ということで子供の病状を十分分かっていच्छる部分もありますので、ほかの職種と比べて、ほかのところの預けるということをよしとするのか、やはり自分で見たいという部分があるのかということもございますので、確かに、

預けられれば幾らでも働けるという御意見もありましたが、必ずしもそればかりではないのかと考えております。

○橋本委員

今、御答弁いただいた内容は全くそのとおりだと私も思います。

ただ、今後、増やすことはもちろん当たり前ののですが減らさないこと。看護師の人数の対策には、両輪の対策、一緒に検討しないといけないことだろうと私は思っています。まずは確保に力を入れていただいて、確保ができることが最善の策なのだろうとは思っています。

私がすごく思うのは、実際に子供がいる方だけではなくて、これから子供を産む可能性のある若い看護師、またもう子供を育て終わった先輩母親みたいな看護師にも、ぜひこういったものがあつたらどうだろうみたいな話を聞くだけでも、まず、調査の中に含めて、検討事項としていただけたらと思っています。

こういったように、ほかの病院にない取組というものが他院との差別化として有効になる場合があるのではないかと思います。これは、病児保育だけではなくて、今お話を聞いた限りでは、いろいろな取組をされているということでしたので、他院との差別化というのは投資に値するというか、そういうことも解決策の一つになるのではないかと、今回お話しさせていただきました。

最後に、他院との差別化については、今、何か考えていることがあれば見解をお示してください。

○（病院）事務部長

差別化の部分で言いますと、待遇面なのか、あるいは今おっしゃられたような病児保育みたいなソフト面なのかという、いろいろな部分が考えられますが、まず、待遇面で言いますと、我々は自治体病院ですので、やはり公務員として、制度上、どうしても一定程度制約がありますので、他の民間病院と比較の中では、待遇面の部分では、極端な差別化はなかなか図れないという課題があると考えております。

ただ、ソフト面については、どういう差別化が図られるのか、あるいは差別化というよりも、うちの病院自体がまだ追いつけていない部分もあるかと思っておりますので、そういう部分が追いつけていけるのかどうかというあたりも、今すぐには考えておりませんが、今後ニーズ調査の中なのか、ほかの機会を通じてなのか、そういう機会を捉えて把握していくことも必要なことなのかと、今、御意見をいただきまして感じたところでございます。

我々としては、取りあえず、本会議でも病院局長から答弁させていただきましたが、働き方改革の中で、RPAですとか、スマートフォンの導入などで負担軽減を図り、看護師の定着を図る、また新たに来ていただくという看護師確保策を講じてまいりたいと思っておりますので、そのような取組を通じて、看護師の支援という形で取り組んでいきたいと思っております。

○橋本委員

まず、ニーズ調査というのが基本になるのかと思っております。今日の話をご参考にしていただけたらと思っております。

◎プレコンセプションケアについて

次に、プレコンセプションケアについて質問いたします。

プレコンセプションケアとはどのようなケアなのか、説明してください。

○（保健所）健康増進課長

プレコンセプションケアとは、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うこととされており、次世代を担う子供の健康にもつながるものとして、近年、注目されている概念でございます。

○橋本委員

そうなのです。要するに、子供が欲しいと思う人は、まず健康でないといけないという、簡単に言うとそういうことですが、これまでは、健康な母体に健康な赤ちゃんが生まれるみたいな、昭和な概念が、今は健康な男女が健康な両親になって健康な赤ちゃんが生まれるという考え方に移行している、これがプレコンセプションケアというものなのです。

妊娠前からの健康管理は、恐らくもう本当に小さい子供、また小学生、中学生、高校生という若い世代から取り組まないといけないものですが、例えば、活動性の問題では、日本の若い女性は栄養不足や活動性が低いので、すごく痩せている方が増加している一方、すごく肥満の方も増加傾向にあり、妊娠合併症など、低出生体重児のリスクが高くなっている。ヘルスリテラシーが低い、ワクチン接種率、がん検診受診率の低さ、避妊や性感染症に対する予防意識の低さ、喫煙率の高さですとか、また、生理不順や強い生理痛など、そういった不妊のリスク因子があってもそのままに放置しているという方が多いというのが挙げられます。

あと、社会的問題としては、日本では晩婚化、今、30歳代で初産などはたくさんいらっしゃいますし、高齢出産、生活習慣病を持つ妊婦が増加していたりといった、いわゆるハイリスク妊娠という方が増えている。これは日本だけの話ですが、傾向としては、子供が欲しいと思ったときに、なかなか持てなかつたりするような因子が今の若い世代を含めてすごく多いことが課題になっております。

このプレコンセプションケアについては、こういったことが必要だということを知ってもらうことがまず大前提ですので、取組としては、学校の勉強で教えたり、チラシを作って配ったりなどいろいろ考えられます。

まず、男女別のチェックシートなどがあるみたいなので、そういったものも含めて、ホームページに専用ページをつくることをしていただけないかと思いますが、この辺についてはどうでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

若い男女がプレコンセプションケアの考え方に触れることは重要と考えております。

HPVワクチンや喫煙習慣、栄養面の取組など多方面にわたりますので、関係する部署と連携しながら、まずは他市の例などについて情報収集していきたいと考えております。

○橋本委員

ほかの自治体では、既にホームページでしっかりまとめているところも結構ありますので、参考にさせていただけたらなと思います。

私がこれまでいろいろな女性への支援について質問してきた中で、例えば、生理痛の問題は生産性を下げることにつながるというのはもう数字として出ていたり、望まぬ妊娠ですとか、オーバードーズなども今、問題になっています。そういったリスク回避にもつながる取組だと思うので、ぜひ検討していただいて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時10分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○佐藤委員

◎第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画について

第三期子ども・子育て支援事業計画についてお聞きいたします。

親子関係形成支援事業についてお聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

国の要綱におきましては、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対しまして、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けるなど、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業になっております。

本市におきましては、子育てトレーニング教室という名称で平成26年度から実施しております。

本事業の支援対象者といたしましては、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭で、（１）保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者、（２）保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者、（３）乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者となっております。

○佐藤委員

もう少し具体的に、詳しくお聞かせいただければと思いますので、お願いします。

○（こども未来）山谷主幹

先ほどの（１）と（２）につきまして御説明させていただきます。

（１）につきましては、児童福祉法に要保護児童と規定されておりまして、具体的には、家出や死亡、離婚、入院、服役などによって、保護者が不在の世帯や児童虐待を受けている子供がいる世帯などが該当します。緊急性が高い場合は児童相談所による一時保護が行われます。

（２）につきましては、児童福祉法に要支援児童と規定されておりまして、具体的には、親が育児不安を抱えていたり、子供を育てるための知識が不十分で、不適切な養育環境に置かれている場合などが該当いたします。

○佐藤委員

そういたしましたら、この事業のプログラムを実施するに当たっての支援員に必要な資格などがありましたらお聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

国の要綱におきましては、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものと示されております。

本市におきましては、トレーナーの資格を持った小樽市こども家庭センターの職員が資料の作成や講座等の実施を担っております。

○佐藤委員

小樽市のトレーナー資格を持つ職員の方は何名ぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

現在は、保育所の職員の方ですとか、私も資格を持っているのですが、人数的には10名弱の方が持っている状況です。

○佐藤委員

では、その10名以下で、今、小樽市内では人数的にはある程度、充足している感じなのでしょうか、お聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

今まで事業は実施できておりますので、充足していると考えております。

○佐藤委員

それでは、この事業は個別実施が可能なのか、お聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

本事業につきましては、1歳から小学校3年生までの児童を養育している保護者を対象とし、1回で完結する講座と、全4回で完結する講座及びロールプレイを1年にワンセットずつ開催しておりますが、その開催時期に合わせられない方や、ほかの保護者との交流が苦手な方、精神疾患や障害等、様々な配慮が必要な方のために個別実施も行っているところです。

○佐藤委員

それでは、この事業を開催する場所をお聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

この事業を開催する場所といたしましては、小樽市こども家庭センター内で開催しております。

○佐藤委員

それでは、この支援事業に該当する児童や保護者をどのように探知するのか、お聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期までにおける子供の養育に関する様々な相談や児童虐待相談などに対応しております。これらの相談の場面におきまして、本事業の利用が望ましいと判断した場合には、その対象者に対しまして利用勧奨をしているところでございます。

○佐藤委員

それでは、この事業では9名の需要見込みとなっておりますけれども、少数だとしても実施されるのか、お聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

集団実施だけではなく、個別実施にも対応しておりますので、少人数であったとしても実施することは可能となっております。

○佐藤委員

このトレーニングとかプログラムは、子供は子供だけで集めてやっているのか、大人は大人だけとか、もしくは大人も子供も一緒にこの研修を受けるのか、お聞かせください。

○（こども未来）山谷主幹

現在につきましては、基本的には、保護者の方に対しまして講座等を実施しておりますので、今のところ、子供に対しては実施していない状況になっております。

○佐藤委員

それでは、今後、もし該当になる子供たちがいたとしたら、その子供たちに合わせて個別とかでもやっていただけるという認識で間違いはないですか。

○（こども未来）山谷主幹

状況に応じて、児童に対して必要だという判断になりましたら、そのときには、児童等の対応について検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

次に、おやこの集いの場事業についてお聞きいたします。この事業内容についてお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

おやこの集いの場事業につきましては、ウイングベイ小樽4階のこども未来部こども家庭課の隣にあります大活動室に、就学前の子供と保護者を対象に児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点、子育て支援センターを開設したいと考えているものであります。

整備や運営に当たりますとしましては、専門性に優れたアイデアやノウハウを持つ民間企業または団体に委託したいと考

えております。

○佐藤委員

このウイングベイ小樽にはドリームランドイカロスの城、あと、ナムコあそびパークがあります。いずれも、赤ちゃんから小学生ぐらいまでは十分楽しめる遊具がそろっております。既に営業しているこの大型プレイランドとは違う魅力を持たせることで、本市の子供の集いの場に活気が出るのではないかと考えます。

市民の皆様から寄せられたアンケートでは、どのようなニーズをキャッチできたのか。また、その声を生かした上で、どのような施設を計画しているのかをお聞かせください。

○（こども未来）子育て支援課長

昨年9月に実施いたしましたアンケートでは、遊具の充実を求める御意見、それから運動できる広いスペースがあること、そこで飲食ができること、テーブルや椅子などくつろいでおしゃべりができる場所を求める御意見がございました。また、サービス面につきましても、親子で参加できるイベントの充実や市内のお出かけに関する情報、子育てに関する情報の提供を求める御意見が多くございました。

整備に当たりましては、そのような御意見とともに、既存の民営施設の事業者の御意見も参考にしながら、委員が今おっしゃったような、この施設独自の役割ですとか、ほかのところとはかぶらないような魅力を持つ施設整備を進めまして、親子が気軽に訪れ、安心して過ごすことのできる施設にしていきたいと思いますと考えております。

○佐藤委員

民間と協力して、この事業の名前のおり、気軽にたくさんの方々を集まっていただけるような施設になるように、市民のニーズに十分応えていただきたいとお願いいたします。

◎男女共同参画関連について

それでは、男女共同参画関連についてお尋ねいたします。

女性相談は1か月におよそ何件くらいあるのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

女性相談につきましては、令和6年度につきましては、2月までの11か月で、月平均で約10.5件となっております。

○佐藤委員

差し支えない程度で構いませんので、どのような相談内容が多いのか、お聞かせください。また、相談は、最近そういった内容が多くなったのか、過去から多いのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

相談内容につきましては、項目の順位でお示いたしますと、令和6年度は、1位が生活や経済に関する相談、2位がDVや離婚等を含む夫婦に関する相談、3位がその他の相談となっております。

この1位の生活、経済についてですが、生活というのは、主に見られるのが地域や社会における人間関係や孤独感などについての身の上相談など、また、経済につきましては、生活困窮など経済的な不安に関する相談などが見られるものでございます。

あと、令和5年度につきましては、1位がDV、離婚等を含む夫婦の問題、2位が生活、経済に関する問題、3位がその他となっております。令和4年度については、同じく1位がDV、離婚等を含む夫婦の問題、2位は家庭の問題、3位は自分の問題となっておりますので、昨今の社会状況を反映して、生活、経済に関する相談が増えている状況となっております。

○佐藤委員

そういたしましたら、ここで相談された方にとりまして、いろいろお話を聞いてもらうことと、相談に乗っている方は、市の関係機関等に導いてあげたり、誘導したりということで間違いはないでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

ただいま委員のおっしゃいましたように、相談に対します市役所における専門的な機関や北海道の機関、あと警察などに相談者を案内して、より詳しい相談を受けていただくような形を取っているところでございます。

○佐藤委員

次に、男女共同参画意識啓発事業が行われておりますけれども、どのようなことを行ったのか、お聞かせください。

参加者や内容は毎年変わっているのでしょうか、変わっていないのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

意識啓発事業といたしましては、男女共同参画推進講演会や男女共同参画セミナーのほか、パネル展を毎年開催しております。

参加者につきましては、男女共同参画課における市内の登録女性団体からの参加もございしますが、そのほか、ホームページや広報おたる等で参加者募集を行い、毎年、様々な一般市民の方に参加いただいております。

また、内容につきましては、毎年異なったテーマを取り上げており、講演会におきましては、令和6年度はジェンダーの問題について、令和5年度はLGBTQをめぐる法律問題について、令和4年度は小樽市にUターンされた女性のキャリアについてをテーマに開催いたしました。

次に、セミナーでは、令和6年度はワーク・ライフ・バランスから考える家事シェアについて、令和5年度はアンコンシャスバイアス、無意識の思い込みについて、令和4年度はLGBT当事者団体との対話をテーマに開催いたしました。

また、パネル展につきましては、令和6年度は性の多様性やパートナーシップ制度について、令和5年度は第3次小樽市男女共同参画推進基本計画の策定について、令和4年度は市民意識調査の結果についてをテーマに開催しております。

○佐藤委員

この意識啓発事業を継続することで、広く小樽市民の方々に啓発できるといいなという前提で行われていると思うのですが、実際に小樽市民の意識啓発は変化しているとお考えになりますでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

市民意識調査の結果から見ますと、男女共同参画やDV、LGBTといった言葉の認知度は上がってきているものと考えております。

また、男女に関する不平等感はいまだに残っていると思われませんが、男は仕事、女は家庭といった固定的な役割分担意識などは徐々に薄れてきているものと考えております。

○佐藤委員

次に、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに4月1日から加入いたしますが、今まで、本市でパートナーシップ宣誓制度をしたカップルが道外転出や転入などで面倒な手続をしなくてはならないことになった例はあるのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

これまでそういった例はございません。

○佐藤委員

それでは、加入するのが4月1日ですので、あと2週間ぐらいあります。もし、その間に道外に小樽市から転出されるカップルがいらっしゃったとしたならば、本市ではどのような対応を取るのか、お聞かせください。

○（生活環境）男女共同参画課長

ネットワークの加入については4月となりますので、それまでは従来どおりの取扱いとなり、連携協定を締結し

ている道内の自治体の転出入に関しては、手続の負担軽減が図られるものとなっております。

○佐藤委員

まだこのパートナーシップ宣誓制度も始まったばかりということで、なかなか手続も認知されていないと思いますので、もし該当者の方がいたら、御対応をよろしく願いいたします。

◎介護人材について

本市の令和7年度新規事業で、介護人材に関しての新しい事業があります。介護の仕事魅力発信事業についてお聞きいたします。

この事業で、現在想定されていることについてお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

現在想定されている実施内容につきまして、現役の介護職員が市内の中学校や高校に出前講座という形で出向き、介護の仕事の内容とやりがい、魅力について、分かりやすくお伝えすることと、車椅子体験なども行い、介護の仕事に関心を持ってもらえるよう、工夫を凝らした内容でお伝えできたらと考えております。また、主婦や高齢者の方などを対象にした介護のお仕事就職セミナーを開催し、介護人材の掘り起こしにも取り組みます。

介護の仕事につきましては、確かに大変な側面もありますが、一方、やりがいを持って生き生き働いていらっしゃる方もおりますので、出前講座や就職セミナーを通じてそのような様子をお伝えし、介護の仕事の紹介と魅力発信につながるような取組をしていくこととしております。

○佐藤委員

実際に現場で働いていらっしゃる方の声を中学生とか高校生が聞くのも非常に大事だと思うのですが、実際に、講師として自分がPR、プレゼンできるとその方のモチベーションもすごく上がると思います。とてもよい事業だと思います。

それでは、今まで、この介護人材の確保または増員のために本市で行ってきた事業と、今後、計画されている事業についてお示してください。

○（福祉保険）洪間主幹

これまでの介護人材確保の取組につきましては、北海道が実施する介護未経験者を対象とした介護に関する入門的研修や介護現場におけるICT活用研修などについて、市ホームページを通じて周知するとともに、令和5年度につきましては、介護事業所へ直接出向くなどし、介護人材確保に必要な取組内容について積極的に情報収集に努めました。

今後の計画につきましては、第9期小樽市介護保険事業計画期間であります令和7年度から新たに始める事業を行いながら、これらの取組をしっかり評価した上で、令和9年度からの第10期計画の中でも引き続き必要な取組を行っていきたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、外国人介護人材確保支援事業について、内容をお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

外国人介護人材の方たちの介護の質の向上を目指しつつ、参加者同士が楽しく交流できる交流会などを企画することとしております。

○佐藤委員

本市が把握している、小樽市内で働く外国人介護人材の人数をお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

昨年、市内の介護事業所に行ったアンケート調査によりますと、外国人介護人材は市内で10事業所、20名が雇用されておりましたが、現在はもう少し数が増えているものと考えております。

○佐藤委員

それでは、この方々の抱えている悩みがあればお聞かせください。また、本市ではどのような対応をしているのか、お示してください。

○（福祉保険）洪間主幹

外国人介護人材が抱えている悩みにつきましては、事業所からお聞きした内容ではありますが、せっかく雇用しても、生活環境の違いや地域での孤立により離職するケースも少なくないとのことでした。

これらの現状から、本市といたしましては、小樽市に来てよかった、これからも働き続けようと思ってもらえるような定着支援の取組が必要と考え、昨年8月、初めて市の主催で、外国人介護人材を対象とした認知症サポーター養成講座と、その後に参加者同士の交流会を開催いたしました。

○佐藤委員

昨年8月の認知症サポーター養成講座には、実際には何名の外国籍の方が参加されたのか、お聞かせください。また、おおよそで結構ですので、平均年齢なども分かればお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

参加者は19名でした。平均年齢につきましては25歳程度となっております。

○佐藤委員

19名の参加ということは、10事業所で20名、今は増えているということだったので、ほぼ皆さん参加したということで、やはりよほどふだんの悩みを抱えていることが大きいと認識しましたので、引き続き、またこういった機会があるといいと思います。

それでは、この方々の認知症サポーター養成講座の申込み経路についてお聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

参加案内を市から市内介護事業所の管理者宛てに行いましたので、各事業所の管理者を通じて市へ参加申込みがありました。

○佐藤委員

経済連携協定、EPAにより受け入れていると思うのですが、本市の受入れ国はどこが一番多いのでしょうか。全国的に見て本市だけその国から来る方が多いのか、全国的にも同じようなのか、お聞かせください。

○（福祉保険）洪間主幹

昨年8月の認知症サポーター養成講座の参加者の在留資格を見ますと、一定の専門性、技術を有する外国人を受け入れる制度であります特定技能として小樽市に来られている方が大半でありました。国籍ではインドネシアの方が多くなっておりました。

ほかの自治体の外国人介護人材の国籍を調査したわけではないので、他との比較はできないところなのですが、全国的に見て、介護人材については東南アジアの国の方が多いいことを研修会などでお聞きしております。

○佐藤委員

続きまして、第9期小樽市高齢者保健福祉計画・小樽市介護保険事業計画の中から、令和6年度の執行状況についてお尋ねいたします。

本市では、令和6年度の認知症サポーター養成講座は何回開催され、何名参加されたのでしょうか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

現在まで11回開催し、316名の参加となっております。

○佐藤委員

企業や町内会、学校など、団体での申込みが多いのでしょうか、または個人での申込みが多いのでしょうか。あ

と、参加者はお幾つぐらいの方が多いのかについてもお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

まず、申込みですが、ほとんど団体からの申込みとなっております。

また、参加されている方の年齢層ですが、結構多岐にわたっていきまして、例えば市役所の新規採用の職員に、まず、この認知症サポーター養成講座をやっているのです。そうすると、大体20歳代の方が50名ぐらい。あと、令和6年度については、学校で声をかけていただいて、中学校3年生が参加したので、このときは10歳代の方が48名です。あと、教職員の方に併せて受けていただいています。子ども食堂などでもやることができましたので、そういう若い方にもできましたし、あと、町内会とか民生・児童委員や、認知症カフェなどからもお声がかかっているのです。そうすると、60歳代、70歳代の高齢者の方を対象にしています。そういったような年齢の方に参加していただいております。

○佐藤委員

中学生もというのはびっくりしました。

私も、前職でワフプロアのみんなで認知症サポーターの研修は受けたことがあるのですがけれども、やはり若い年齢の方がこういう講座に接することで、どんどん波及していくものもあると思いますので、今後も増えるといいと思いつながり聞いておりました。

次に、介護予防フェアの回数と参加者人数をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

今年度は5回開催し、268名となっております。

○佐藤委員

地域ごとに非常に工夫されているようにお見受けいたします。中でも、人気のあるイベントなどがあればお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

介護予防フェアは、市が中心になって行っているものと、各地域包括支援センター、地域で企画していただいて開催しているものがあります。特に人気があるイベントというものはないですが、例えば、中部地域包括支援センターのフェアでは、食と健康テーマとして、体操ですとか測定に加えて、今年度はそば打ちのデモンストレーションなどもやりました。

そういった部分で、イベントとしては、面白い、興味を引くようなことができたのかと思っております。

○佐藤委員

次に、出前講座についてお尋ねいたします。

令和6年度の開催数と参加人数をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

出前講座は介護予防と認知症に関する普及啓発などのために行っておりますが、今年度は9回開催しております、678名の参加となっております。

○佐藤委員

次に、地域包括支援センターでの相談件数について、総合相談は何件ありましたでしょうか。権利擁護相談以外で寄せられる相談はどのようなものが多いのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

地域包括支援センターの総合相談なのですが、1月末時点になりますが、相談者数として2,166人となっております。

権利擁護相談以外の相談内容なのですが、こちらはお一人の方で複数の相談もあるので、延べ件数になるかもし

れないのですが、例えば介護保険サービスに係る部分や、生活、住居、家族問題、あと在宅医療と介護の連携について、認知症といった部分で順に相談が多い状況となっております。

○佐藤委員

今、その相談でも、やはり生活にまつわることでとかが多いのだとお聞きしたのですけれども、買物とか通院など、移動に困難を感じている人への対策という検討項目で、移動販売とか宅配など、民間事業者の情報の把握、周知を強化するとも記載されております。

周知したり、把握したりということはもちろん大事なことなのですが、最近はシニアカーをよく見かけることがあります。道内には、このシニアカーを購入する際に補助金制度を設けている自治体がございます。

本市でも、このような制度について検討したことがあるのか、お聞かせください。もしされているなら、その検討結果について、されていないのであれば、今後の見解をお示しください。

○（福祉保険）福祉総合相談室長田主幹

これまで、介護保険制度の福祉用具貸与等の対象とならない方へ、移動支援としてシニアカー購入への補助金制度を検討したことはございませんでした。

佐藤委員から紹介のありましたとおり、今年度、道内では新篠津村で社会福祉協議会がシニアカー購入への補助を開始したところですが。財源につきましては、村の単費となっていることを確認しました。目的は、高齢者の社会参加の拡大及び健康増進を支援するためだそうです。

本市の見解としましては、買物や通院など、移動に困難を感じている高齢者への支援についてどのような支援が効果的にできるかという部分、佐藤委員から御紹介いただきました今回のような内容も含めて、引き続き研究、検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤委員

高齢者ですとか、介護福祉事業に関しましても、本市では本当に大きな課題だと私も考えております。

ただ、これからも小樽市民の方が暮らしやすい環境を整えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎ウイングベイ小樽への移転に関して

次に、ウイングベイ小樽への移転に関してお聞きいたします。

4階フロアは市で丸ごと借り受けることになっていると思います。清掃契約はどのようになっているのか、お聞きいたします。

まず、共有部分の清掃はどうなっているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

共有部分であります、センター廊下も含めましたフロア全体の床清掃及びトイレの清掃を委託するという予定になっております。

○佐藤委員

そういたしましたら、給湯室の清掃について、ごみも含めてどうなっているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

現在の小樽市総合福祉センターでも、給湯室の流し台の清掃や片づけというのは、清掃委託契約には入っておりません。入居団体もしくは利用された方が汚してしまった場合には、各自で片づけていただくことを想定しております。

○佐藤委員

これから移転する団体と、そういった小さな情報の共有もされていないとお聞きします。

移転までもう時間がないので、各団体と情報を共有する場を早急に設けて、そこで不明点とか課題を解決

するべきだと考えるのですが、いかがお考えでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

今回移転される入居団体の方とは、やはり所管部が窓口となりまして、随時、情報共有ですとか意見調整を行っていくと考えております。

先ほど、委員がおっしゃられたように、これからも細かい点がいろいろ出てくると思いますので、そういった部分につきましては、各団体の意見も踏まえまして、今後もウイングベイ小樽に入居します関連部と協議いたしまして、施設の管理に当たっていきたくと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○酒井委員

◎議案第25号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第25号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について質疑いたします。

これまで、家庭的保育事業等の制度スタートから規制緩和を拡大する条例改正が行われてきました。

まず、そもそも、家庭的保育事業等とはどのような事業なのでしょう。

○（こども未来）子育て支援課長

家庭的保育事業等につきましては、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等でありまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のことをいいます。

これらの事業は、地域型保育事業として位置づけられておりまして、事業所内保育事業以外につきましては、主に保育者の居宅などの場所で少人数の保育を行う事業となっております。

○酒井委員

小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、こういった地域型保育事業のことだということであります。

どういった理由で、いつ制度がスタートしたのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

地域型保育事業につきましては、都市部では、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持、確保することを目的として、平成27年度からスタートいたしました。

○酒井委員

2015年にスタートしたということでありますけれども、現在、本市には存在しているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

現在、本市ではこの事業に該当する施設はございません。

○酒井委員

該当する施設はないということでありますけれども、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、それぞれの対象や定員等の違いについてお示しください。

○（こども未来）子育て支援課長

対象となる事業につきましてはゼロ歳から2歳児を対象としておりますが、小規模保育事業A型、B型の一部及び事業所内保育事業はゼロ歳から就学前の児童が対象となっております。

定員につきましては、小規模保育事業が6人から19人、家庭的保育事業が1人から5人、居宅訪問型保育事業は1対1の保育を行います。事業所内保育事業は、定員は定められておりません。

○酒井委員

いろいろと示されたわけでありませうけれども、他市の例では、雑居ビルの一室、またワンルームマンション、そして園庭やホールのない保育所があると聞いておりますが、通常の認可保育所と主にどのようなことが違うのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

施設の面積や必要な設備等につきましては、おおむね認可保育所と同様の基準が設けられておりますが、定員がそもそも少人数に設定されておりますので、小規模なスペースで運営できるところが認可保育所との違いだと考えます。

居宅訪問型保育事業につきましては、主に、児童の自宅を訪問して、1対1の保育を行う事業なので、屋外遊技場の規定がないところですか、また、職員の資格に関しましても、例えば家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業の場合は、必要な研修を修了し、保育士の保育と同等以上の知識や経験を有すると市町村が認められる者が保育してもよいこととされているといった点につきましても認可保育所と違うところであります。

○酒井委員

認可保育所では、原則として、施設専用の屋外遊戯場、園庭が必要とされていますが、必要な面積と安全が確保されていれば、最寄りの公園などを屋外遊戯場に代えることができます。

それでは、家庭的保育事業等では公園すら要らないということでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

居宅訪問型保育事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、屋外遊戯場の規定はございませんが、小規模保育事業や事業所内保育事業では、屋外遊戯場については、2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、当該の事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所も含むとされております。

また、家庭的保育事業の場合は、同一敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した庭、付近にあるこれに代わるべき場所を含むという庭が必要とされております。

○酒井委員

乳児室、ほふく室、医務室、調理室、便所を設けるといった認可保育所の基準ではどうでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

小規模保育事業は、乳児室、ほふく室、保育室または遊戯場、調理設備及び便所等を設けることが規定されておまして、面積基準につきましては認可保育所と同等で、乳児室は1人につき1.65平方メートル、ほふく室は1人につき3.3平方メートル、保育室は、2歳未満は1人につき1.98平方メートル、2歳以上は1人につき3.3平方メートルで、事業所内保育事業も同様に、乳児室、ほふく室、医務室、保育室、遊戯場、調理室及び便所を設けることとされております。

家庭的保育事業については、乳幼児の保育を行う専用の部屋、衛生上必要な採光、照明及び換気の設備、衛生的な調理設備及び便所を設けることとされております。

○酒井委員

結局、保育の質が低下した安上がりの保育そのものだと私は思います。

ところで、家庭的保育事業等では、制度スタート後、様々な規制緩和が行われてきましたが、どういった規制緩

和が行われてきたのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

事業の規制緩和の一例といたしましては、家庭的保育事業等は、主に2歳児以下の保育を実施しておりますので、卒園後の受皿の確保といたしまして、認定こども園等を連携施設とすることとされておりましたが、認可外保育施設や満3歳以上の児童を受け入れている小規模保育事業A型事業者等に、確保することをもって代替保育の提供に係る連携の確保に変えることができる義務の緩和等がございました。

○酒井委員

それでは、なぜ本条例案を提案することになったのか、経緯をお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

このたびの条例改正につきましては、本市の条例がリンク方式を採用しておりますので、その本条例が引用している家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改正する内閣府令が令和6年11月29日に公布されたため、改正後の内閣府令、基準府令を適用するため、提案したものでございます。

基準改正の内容は、委員会の冒頭で御説明いたしましたとおり、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったため、家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対する食事の提供を、当該事業所の外で調理して搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮を、栄養士または管理栄養士による必要な配慮に改正するものでございます。

○酒井委員

日本共産党小樽市議会議員団は、子ども・子育て支援新制度に基づく条例制定に反対し、規制緩和を拡大する条例改正にも反対してまいりました。

本市には該当する施設はないということでありますけれども、規制緩和中心の安上がり保育ではなく、認可保育所等の拡充こそ必要であり、そもそも家庭的保育事業等自体に大いに問題があることを指摘します。

◎带状疱疹予防の取組について

次に、带状疱疹について質問いたします。

2025年度から、高齢者等に対する带状疱疹をB類疾病として定期接種に位置づけられます。

まず、全国的な带状疱疹の発症率はどのようになっているのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

国立感染症研究所の資料に基づきまして御説明させていただきます。

宮崎県におけるサンプル調査を分析しました宮崎スタディがございまして、带状疱疹の罹患率は、年間1,000人当たりの患者数になりますが、令和2年では6.5人となっております。

○酒井委員

コロナ禍での受診控えが広がっていた中、いつとき減少したけれども、この25年間は増加傾向にあるようです。

それでは、発症時はどのような症状があるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

初期症状は、体の左右どちらか、片側の神経に沿った部分にかゆみまたは痛みを感じるようになっていきます。その後、赤い発疹が出現し、帯状の水膨れとなりまして、刺すような強い痛みに変わるとされております。

○酒井委員

それでは、带状疱疹の発症を防ぐにはどうすればよいのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

带状疱疹の原因なのですが、加齢や疲労、ストレスなどにより免疫力が低下いたしまして、過去に水疱瘡に罹患

して、体に潜伏していたウイルスが再び活性化するためでございます。

発症を防ぐ実効的な方法としては、ワクチン接種を行って、免疫を強化することになるかと思えます。

○酒井委員

それでは、帯状疱疹の発症に注意すべき人はどのような人でしょうか。

○（保健所）保健総務課長

発疹や水膨れの皮膚症状がなくなった後でも、合併症ですとか後遺症が出る場合があります。

主なものは帯状疱疹後神経痛がありまして、特に高齢者は症状が強くなりまして、治療が長引く場合があるとされております。

また、アメリカでの調査になるのですが、H I Vの感染症患者、がん患者や臓器移植などで免疫機能が低下された方の罹患率が2倍以上になると報告されておりますので、高齢者ですとか、免疫機能が低下した方は注意が必要と考えられます。

○酒井委員

次に、ワクチン接種についてお伺いしたいと思います。

何歳からワクチン接種ができるのか、お答えください。

○（保健所）保健総務課長

現在、帯状疱疹ワクチンは任意接種になっておりますが、任意接種として認められているのは、原則、50歳以上の方となっております。

このほかにも、疾病または治療によりまして、免疫不全や免疫機能が低下しておりまして、感染リスクが高いと考えられます18歳以上の方も任意接種の対象となっております。

○酒井委員

ワクチンの種類と効果についてであります。こういった種類と効果があるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

帯状疱疹ワクチンには、ウイルスそのものの毒性を薄めてつくりました生ワクチンと、ウイルスの一部のみを使用した病原性のない不活化ワクチン、組換えワクチンともありますが、この2種類があります。

いずれのワクチンも帯状疱疹とその合併症に対する予防効果が認められておりまして、生ワクチンの有効性は50%、不活化ワクチンは90%とされております。

○酒井委員

効果の持続期間についてであります。生ワクチンと不活化ワクチンの違いについてお示してください。

○（保健所）保健総務課長

一般的に、生ワクチンの持続期間は5年程度、不活化ワクチンは10年程度とされております。

○酒井委員

今回の定期接種化によってどのようになるのか、お示してください。

○（保健所）保健総務課長

まず、接種回数で申し上げますと、生ワクチンは1回接種でよろしいのですが、不活化ワクチンは2か月以上の間隔を空けて2回接種となります。

本市では、定期接種化に向けまして、市民税課税世帯に属する方にはワクチン代の半額程度の自己負担をお願いすることとしておりまして、生ワクチンの場合は2,500円、より効果の高い不活化ワクチンを選択した場合は、2回接種分で1万9,200円の自己負担となります。

市民税非課税世帯と生活保護受給世帯の方につきましては、いずれのワクチンも、接種費用の自己負担は無料とすることといたします。

○酒井委員

それでは、現在、高齢者の定期接種はどのような種類があるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

高齢者を対象とする定期接種ですが、肺炎球菌感染症とインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の3種でございます。

○酒井委員

それでは、それぞれの接種率をお示しください。

○（保健所）保健総務課長

令和5年度でお示ししたいと思いますが、肺炎球菌感染症ワクチンの接種率は20.8%、同じく令和5年度のインフルエンザワクチンは21.4%です。

新型コロナウイルス感染症ワクチンですが、令和5年秋開始接種をやっていますが、接種費用はどなたも無料の特例臨時接種でございました。令和5年秋開始接種の中で、65歳以上の方に絞っての接種率は58.5%となっております。

○酒井委員

接種に対する補助で、仮に50歳以上に半額補助したとして、接種率を5割と仮定した場合、費用はどのくらいになる見込みなのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

任意接種でございますので、今、50歳から64歳までの人口が約2万2,690人おります。接種率を50%として、全ての方に自己負担額を設定しまして、この自己負担分の半額補助を行った場合で試算した場合ですが、医療機関に支払う委託料は約2億5,000万円となります。

このほか別に、案内文書の印刷や郵送代など、数百万円以上の事務費が必要となります。

○酒井委員

結構な金額なのですがけれども、ただ、発症率を減少させれば、実際に医療費の削減効果が見込めるのではないかと思います。

仮に、発症率を半減させれば、医療費はどれくらい削減される見込みなのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

ある研究論文によりますと、国内全体における帯状疱疹にかかる直接医療費が毎年約260億円と推計されております。

これを本市の人口に当てはめると、およそ4,500万円となりますので、発症率が半減した場合の医療費は、2分の1のおよそ2,250万円と推定されると考えております。

○酒井委員

症状もつらく、治療期間も長い帯状疱疹から市民を守るために、医療費の抑制効果も大きいワクチンへの任意接種補助を実施すべきだと思います。

他自治体の任意接種補助実施状況を調査する気持ちはあるのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

本市の厳しい財政状況にありましては、一部のほかの市町村と同様の任意接種への費用助成を行うことは難しいものでございますが、参考といたしまして、帯状疱疹の任意接種への補助を行っている他自治体の状況につきましては、今後も情報を収集していくこととしたいと考えております。

○酒井委員

◎介護保険について

介護保険についてお伺いいたします。

今定例会の予算特別委員会で訪問介護報酬引下げの影響を伺いました。ヘルパーの意欲低下や、事業所数は45前後と横ばいですが、今後の事業所への影響も考えられます。引き続き、介護保険について質問いたします。

まず、介護人材の不足についてであります。

社会保障審議会（介護給付費分科会）資料によると、訪問介護を担う訪問ヘルパーの有効求人倍率は、2022年度は約15倍であり、1人のヘルパーを15の事業者が取り合いする状況であったと聞いております。

ヘルパーの年齢構成は60歳代が約4割を占め、80歳代のヘルパーが現場の有力な戦力となる一方、20歳代のヘルパーは全体の約4%にとどまるなど、ヘルパーの高齢化、法的老老介護と言われる事態も起こっております。

それでは、本市におけるホームヘルパーの有効求人倍率、年齢構成はどのようになっているのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

ハローワーク小樽で公表しています職業別の求人に関する統計資料によりますと、ホームヘルパーのみの有効求人倍率は示されておきませんが、ホームヘルパー、ケアワーカーの令和7年1月におけるパートを含む常用職員の有効求人倍率は4.16倍となっております。

ホームヘルパーの年齢構成については、全事業所の状況について把握しておりませんが、事業者の方から伺った話によれば、本市においても、50歳代から60歳代以上のベテランの職員が多く、20歳代、30歳代の職員は少ないといった印象を持っています。

○酒井委員

それでは、示されたホームヘルパー等の有効求人倍率、それから、年齢構成から、本市としてどのような所感をお持ちになったのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

自治体によって状況が違いますので、有効求人倍率は国発表の数字よりは低いのですが、事業所の方からは、常に求人を出していてもなかなか雇用に至らないという話も聞きますので、状況については同様に厳しいものと思っております。

年齢構成についても同様で、職員の高齢化が進んでいるものと感じております。

○酒井委員

介護サービスの計画書であるケアプランの作成を担うケアマネジャーについても、社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉人材センターによる調査によりますと、2024年度の有効求人倍率は約4.5倍だそうです。現場のケアマネジャーの離職率が相次ぐ中、ケアプランがつかれないケアプラン難民が各地で出てきております。

本市において事業所数は横ばいとのことですが、ケアマネジャー数ではいかがでしょうか。今後、ケアプラン難民が発生するおそれはありませんか。

○（福祉保険）介護保険課長

ケアマネジャーの正確な人数なのですが、市では把握しておりません。ただ、ケアマネジャーがいないためケアプランがつかれないといった相談は、今のところ、市でも受けておりませんので、一定程度の状態を保っているものと考えております。

ですけれども、ケアマネジャーの高齢化も進んでおりますので、新たに担う人材が増えないとなれば、ケアプラン難民が発生しないとは言い切れないものと考えます。

○酒井委員

2014年度に約17.5万人だったケアマネジャーの資格試験の受験者が2023年度には約5.6万人に減り、合格者も約3.4万人から約1.1万人になるなど、志願者が大幅に減少しております。

こういった下、関係者からは、早晚、ケアプランに基づく介護給付という枠組み自体が成り立たなくなるといっ

た警鐘がなされているわけではありますが、本市としてどういった所感をお持ちになったのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

ケアマネジャーの人員不足が進行した場合なのですが、現在の仕組みのままでは同じ件数のケアプランの作成が難しくなりますので、質を保ったままで枠組みの維持をするためには、ケアプランの作成における負担軽減ですとか、効率化が今後、必要になってくるものと考えております。

○酒井委員

国が決める介護の公定価格である介護報酬は3年ごとに改定されます。

それでは、処遇改善加算、消費税増税対応分以外の実質改定率を、2003年度から2021年度まで、それぞれお示しください。

○（福祉保険）介護保険課長

実質の改定率ですが、平成15年度がマイナス2.3%、平成18年度はマイナス2.4%、平成21年度がプラス3%、平成24年度は改定率プラス1.2%ですが、ここに処遇改善交付金が加算に切り替わったという関係で2%程度のマイナスが生じますので、実質改定率がマイナス0.8%、平成27年度はマイナス2.27%の改定ですが、処遇改善などでプラス2.21%を含んでいますので、これを除きますと、実質の改定率はマイナス4.48%になります。平成30年度はプラス0.54%、令和3年度はプラス0.7%となります。

○酒井委員

それでは、全体を差引きすると、実質で5.74%削減しているといった認識でよろしいでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

実質改定率で計算するとそのようになると思います。

○酒井委員

訪問介護の基本報酬削減についてであります。

政府は2024年度の報酬改定に際し、訪問介護事業所の平均利益率は7.8%で、他の介護サービスに比べて十分な黒字が確保されているとし、訪問介護の基本報酬の点数を2%から3%減額する方針を打ち出しました。ところが、その後、厚生労働省が実施した介護事業経営実態調査の詳細が明らかとなる中で、実際は36.7%が利益率ゼロ%未満の赤字事業者であることが明らかになっています。

政府が示す平均利益率は、サービス付高齢者住宅に併設されているような移動の時間、コストをかけずに、多くの利用所を回れる一部の事業所を含むものであり、要介護者の自宅を1軒1軒回る地域の中小零細事業者は、収入も人手も足りない実態があります。

本市はどういった認識をお持ちでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

一部の併設の事業所ですとか、規模の大きな事業所を別としますと、広範囲の在宅サービスを担っている中小の事業所の方に関しては、運営に苦慮されているという認識です。

○酒井委員

総務省の令和4年就業構造基本調査によれば、会社で働く人が介護のために仕事を辞める、介護離職は年間10万人を超えています。経済産業省の産業構造審議会経済産業政策新機軸部会、新しい健康社会の実現の推計では、家族の介護をしながら働くビジネスケアラーは、2020年度の260万人から2030年度には318万人となり、その人たちが介護離職をしたり、十分に働けなくなったりすることで9兆円を超える経済的損失が出ると見込まれております。

ケアマネジャーが見つからず、介護サービスが受けられない、ヘルパーが不足し、サービスの時間を減らさざるを得ない、入居できる施設がないなどによる家族の介護負担の増大は、現役世代にも、日本経済にも重くのしかかる重大問題であります。

このことについて、本市はどのような認識をお持ちでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

いずれ高齢者の人口も減少を迎えるのですが、それより先に労働力人口の減少が進み、介護離職が増加した場合なのですが、委員のおっしゃるように、家族の負担ですとか社会全体での負担増は避けられませんので、予防も含めて、介護サービスに頼らないような取組の重要性が増してくるのではないかと感じております。

○酒井委員

政府はこの間、介護報酬の本体を抑制する一方、介護職員の賃上げは別枠で手当するとして、職員の給与アップを行った事業所に対し、本来とは別立てで報酬を加算する処遇改善加算の拡充を続けてきました。

2024年度の報酬改定でも、訪問介護の基本報酬削減の一方で、処遇改善加算の増額などを行い、着実な賃上げを図ると説明しました。ところが、公益社団法人全国老人福祉施設協議会など、介護事業者9団体が2024年2月に発表した調査結果によれば、2024年度の賃上げ率は平均2.52%、中小企業の全産業平均の4.45%を大きく下回り、昨年1月から10月の物価上昇率3.0%にも追いついておりません。

政府は、2024年度補正予算において、介護分野で働く職員の給与が全産業平均の給与と差が広がる中で、緊急的に賃金を引き上げる、介護職員に一時金などを支払う介護人材確保・職場環境改善等事業の実施要綱を発表しました。

金額や対象など、要綱の概要をお示してください。

○（福祉保険）介護保険課長

介護人材確保・職場環境改善等事業は、介護職員の一時金等の人件費改善や職場環境改善の取組を支援するために、介護職員等処遇改善加算を取得して、生産性向上に向けた取組を行っている事業所に対しまして、職場環境の改善、または人件費の改善に必要な費用を補助するものになります。

都道府県が実施主体となっておりまして、補助額は1月当たりの介護総報酬にサービス類型別の交付率を乗じて算定する形になりまして、常勤の介護職員1人当たり5万4,000円相当の補助金が交付される形になっております。

○酒井委員

おおよそ1人当たり5万4,000円ですが、補助金を職員のベースアップに充ててもよいのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

国の想定では、一時金による人件費改善になりますので、ベースアップに充てられることは想定していないことになります。

○酒井委員

Q&Aを見て言っているのですけれども、想定していないが妨げるものではないという形になっているのですけれども、それで間違いないでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

補足になります。基本的には、ベースアップに充てることは想定していないのですが、経営者の判断で、ほかの恒常的な活動ですとか、環境改善によって持続的にベースアップが可能となる場合に、その間のつなぎの資金として一時的に補助金を活用することまでは、国は否定していないという形になっております。

○酒井委員

職場環境改善等の経費に全額充てられることになってしまえば、人件費に当たらないおそれがあるのではないのでしょうか。

○（福祉保険）介護保険課長

こちらの補助金ですが、事業所が状況に応じまして人件費の改善、または職場環境改善の経費に充てることができるものとされておりまして、介護職員全員に一律で人件費の引上げを行うものとはなっていないものになります。

○酒井委員

日本共産党は、今必要なのは一時金などの小手先の対応ではなく、抜本的な賃上げと労働条件の改善を国の責任で進めるべきだと考えております。2008年から2009年にリーマンショックによる経済不況の下で、介護職員の給与増を行うため、国費による公的助成の仕組み、介護職員処遇改善交付金をつくったことがありました。

国の責任で、介護職員の賃金を全産業平均並みに引き上げるべきだとは思いませんか。

○（福祉保険）介護保険課長

人件費を含む事業所の運営経費は、公定価格であります介護報酬の中で賄うため、報酬改定によって職員の賃金を含めて影響を受けるものになります。

どのような仕組みで行うかは別としても、賃金の引上げについては国の責任で行うべきものと思います。

○酒井委員

介護保険制度は、スタート当初から、給付の充実、介護報酬の増額、介護職員の処遇改善などを行うと、それが保険料、利用料の負担増に跳ね返ってしまうという、負担と給付のジレンマが問題とされてきました。

日本共産党は、保険料、利用料の値上げに連動させず、介護の危機打開をするため、現行では、国庫負担25%、都道府県、市町村負担25%、保険料50%で運営されている介護保険の財政を改革し、国庫負担を10%増やして、公費負担60%とすることを訴えております。

本市の所感をお伺いします。

○（福祉保険）介護保険課長

現在の利用料負担に基づく限り、負担と給付の問題というのが続くのですが、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のために、自治体の財政的負担ですとか、被保険者の保険料負担が過重となつてはならないものと考えております。

国費の負担割合を見直すなどして、財政措置の充実を図ることは必要であると考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時25分

再開 午後4時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第25号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、否決を求めて、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方について、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について、採択を求めて討論いたします。

議案第25号は、基準内閣府令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正後の基準内閣府令どおり適用するものです。

深刻な保育所待機児童を解消するため、2015年、子ども・子育て支援新制度と同時にスタートした地域型保育事業は、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業などを対象としています。委員会質疑で、本市には該当する施設はないとのことですが、規制緩和中心の安上がり保育ではなく、保育所等の拡充こそが必要であり、本

議案には賛成できません。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5,000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく住民諸団体も大変苦勞しています。当該地域でまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その予防に取り組むことが重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論いたします。

○橋本委員

公明党を代表し、陳情第11号市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情方について、不採択を主張し、討論いたします。

この陳情に述べられております取組方法には明確な裏打ちがなく、特に17の項目の抽出が事案とどのように関係するかが不明瞭であり、一部市民が誤解を招くおそれがある表現もあります。

また、本市では、例示された項目に対する施策事業は既に行っていることから、不採択を主張いたします。

本陳情については、今後、議論の参考とさせていただきたいと思います。

以上を申し上げ、討論いたします。

○佐藤委員

自民党を代表し、陳情第11号市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組に関する陳情方について、反対の立場で討論いたします。

本市では、平成27年3月に小樽市いじめ防止対策推進条例を策定、さらに令和6年9月には小樽市いじめ防止基本方針が改定されました。教育委員会を中心に、11月から12月をいじめ防止強調期間として、市内各小学校や関係機関と連携し、重点的な取組を行っております。

また、自殺に関しても、昨年3月には小樽市健康増進・自殺対策計画を策定し、既に数値を公表しており、それを見ますと、本市の自殺者数値は全国、全道を比べ低い状況であります。

児童虐待においては、先日の痛ましい事件を踏まえ、再発防止にしっかり取り組むことが重要です。ただ、この陳情に沿ったことではなく、本市主体で行うことが必要と考えます。

ゆえに、現状、本市で執行している取組を改める必要性はないものと考え、反対の討論いたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について、採決いたします。

採択と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(起立者なし)

○委員長

起立なし。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第6号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は継続審査と裁決いたします。

次に、議案第25号及び陳情第3号について、一括採決いたします。

議案第25号は可決と、陳情第3号は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について、採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、このたび、3月末日をもって退職または、役職定年を迎えられる理事者の方々に対しまして、私から一言申し上げます。

皆様には、長年にわたり、議会对応をはじめ、市政の円滑な運営に多大なる御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

時に難しい調整や対応を求められる中、誠実に職務を全うされ、市政発展のため、大きな役割を果たしてこられました。その御努力に対し、敬意を表するとともに、議長に代わって改めて感謝を申し上げます。

これからの人生が健康で実り多いものとなりますよう、心より祈念申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでした。

本日は、これをもって散会いたします。